

第10回豊島区自治推進委員会 会議録

附属機関名	豊島区自治推進委員会（第10回）		
主管課	区民部区民活動推進課		
開催日時	平成21年2月5日（金）18時30分～20時		
開催場所	生活産業プラザ 8階 多目的ホール		
出席者	委員 (名簿順・敬称略)	磯部力（会長）、金井利之（「協働・政策部会」部会長）、小原隆治（「地域協議会部会」部会長）、片倉恵美子、小林恵美子、酒井文子、坂本勇、鈴木正美、高橋昭平、田中幸一郎、富樫知之、春田稔、余吾育信、島村高彦、堀宏道、小林俊史、垣内信行、水島正彦、渡邊文雄 以上19名、欠席者1名	
	専門委員	長野基（地域協議会部会）、原田晃樹（協働・政策部会） 以上2名	
	区側出席者	齊藤忠晴（区民活動推進課長）、神田光一（地域区民ひろば課長） 【事務局】矢作豊子（区民部副参事）、阿部治子（区民活動推進課自治協働推進担当係長）	
公開の可否	公開	傍聴人	0名
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 部会報告について 3. 最終答申の取りまとめ日程について 4. 閉会 		
審議経過	*各委員については本日の発言順にA委員、B委員…で記載しています。		
【発言者】	【議事・発言要旨】		
区民部副参事 会長	1. 開会 *出欠者の確認 *傍聴人の確認 *本日の会議資料の確認		
	定刻となりましたので、「第10回豊島区自治推進委員会」を開催させていただきます。本日の次第に従いまして、会議の進行を会長にお渡しさせていただきます。		
	皆様、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 さて、いよいよ本委員会も今月で任期2年を終えることになり、最終答申に向け大詰め の段階になりました。既に事前にお配りしておりますとおり、本日は、各部会から最終答 申に向けた部会報告をいただくこととなりますが、年末年始を挟み、お忙しい中をご審議 いただいた各部会員の皆様に、まず御礼を申し上げたいと存じます。 本日は、この部会報告に対しまして、皆様からご意見をいただき、次回の最終答申提出		

<p>会長</p>	<p>に向けて、おおよその意見集約をするということが課題でございます。</p> <p>それでは、会議に入ります前に、前回会議録でございますが、既に事前にお目通しをいただいたところございまして、今、この場で何かご意見はございますでしょうか？</p> <p>よろしければこれで確定ということで、公開の手続に入りたいと存じます。</p>
<p>会長</p>	<p>2. 部会報告について</p> <p>それでは、議事次第に従いまして、部会の報告に移らせていただきますが、おおよその進行スケジュールの目途といたしまして、各部会報告につきまして、それぞれ30分程度、その後、まとめて全体質疑に30分程度ということで、8時の閉会を目標に進めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくご協力の程をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず地域協議会部会の報告ということで、最初に小原部会長から総括的な検討経過の御報告をお願いいたします。</p>
<p>「地域協議会部会」 部会長</p>	<p>それでは、手短かに説明をさせていただきます。お手元でございます、地域協議会部会の最終答申に向けた部会報告をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>目次の項でございますとおり、大きく言いまして、部会報告は2部構成になっています。1つ目は地域協議会の基本的なあり方ということ、それから2つ目はモデル事業の展開ということでございます。</p> <p>モデル事業の展開に関しましては、1. モデル事業の基本的な考え方が、前段の地域協議会の基本的なあり方を時系列に直して書いたものでございます。</p> <p>それから2. モデル事業の具体例案は、中間報告でまとめられたとおりのことが出てくるということでございますので、従いまして、前段のI 地域協議会の基本的なあり方に関してだけ、ごく簡単に説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>2ページ、3ページにかけまして、1. 設置エリアのことが書いてございますが、これもこの内容は既に中間報告で出ていることでございまして、おおよそ「中学校区」程度を基準として「8区分」とするといったような内容でございます。それで、従来の縦割り行政を地域で横につなぐということに関して概念図が出ているということでございます。</p> <p>(2) エリアを越えた課題への対応のところ、仮に中学校区程度で分けたにしても、そのエリア内には収まりきれない行政課題というものも当然出てくるわけですので、例えて言いますと、市町村でいえば一部事務組合ですとか、広域連合に相当するような何らかの仕掛けをしていく必要が出てくることはあり得べしということで、それで(2)のところが書いてございますが、特に制度を設計するということではなく、それも横目でらんで考えるべしということになります。</p> <p>続いて4ページ、5ページというところに移ってまいりますが、2. 組織構成ということでありまして、4ページの下のところには概念図がありますとおり、できるだけ区民の幅広い参加を求める。既にある財産といたらないのでしょうか、町会等を軸とする地域組織を軸にいたしまして、NPOなどのテーマ型活動組織や、あるいは新たな参加の掘り起こしも進めていくべし。とりわけ、モデル事業に関して言えることでありますけれども、事業の初期の段階では豊島区がいろいろな形で掘り起こしをやっていかなければならないということも言えるかと思っております。</p> <p>②協議会の組織構成に関しては、単体の組織、1層の組織にするのではなくて、2層の</p>

「地域協議会部会」
部会長

組織で、役員会と、さらにそこから枝分かれしたテーマ別部会の2段階にする。**(2) メンバーの選出方法**に関しまして、囲みで書かれているところをごく煮詰めて言いますと、恐らくモデル事業の段階では、先程述べたことと関連しますけれども、図式的に言いますと、ある程度区が上から組織する形で行かざるを得ないであろう。しかし、熟していくに従って、だんだん下からの組織化が行なわれていくようにしていくべしということでもあります。それを概念図で書きましたのが6ページということでもあります。

7ページには、**③地域eモニターの活用**というのがございまして、既に豊島区で昨年度と今年度実施しております「政策eモニター」という手法を、様々なメンバーの掘り起こしなどにも使っていきたいということでもあります。

8ページ、9ページにかけまして、**(3) 既存組織との関係**というのがございます。**① 町会・自治会**に関しましては、先程簡単ですが触れましたとおりです。なかなか悩ましいのは、**②地域区民ひろば運営協議会**をどう位置づけるかということでありまして、既に立ち上がってはおりますけれども、全区域的にあまねく活発に行われているという事情にはない中で、それと地域協議会との関係をどう整理していくかということなのですが、決して上からかぶせて区民ひろばを地域協議会につなげるということではなく、地域区民ひろば運営協議会の自主性にできるだけ委ねて良好な関係を築いていきたい。

但し、やや私見も入りますけれども、区民ひろば自体がまだ十分進展した事業になっていないという状況の中で、なかなか両者の関係というのはオン・ザ・ジョブで解いていくしかないところも多々あるかということもございます。

10ページのところは、**地域協議会の組織構成**に関して、字で並べるとこのような形。それから、11ページのところが、既存の組織との関係を含めてイメージで描くとこのような形といったところであります。

13ページで**(4) 事務局体制**のことが出ております。事務局体制として、既に中間報告等で述べられていることでもありますけれども、地域を軸に施策の横断化を図っていく場合に、地域でどうするかという問題と同時に、区役所がどうするか、窓口をどうするかという問題があります。その横断的な地域に対応するだけの事務局組織を区としてきちんとつくること。しかし、区だけで何でもかんでも賄うというのではなくて、協議会運営のサポーターとして、専門家、大学教員、学生等のアドボカシーというか、外部人材を登用していこうというのが書かれております。

それからもう1点、中学校の区域を単位として地域協議会を考えるとということもございますけれども、その拠点施設がほしい。しかし専用の拠点施設というのはないものねだりです。中学校をできれば使うことができないだろうか。この点に関しては法令上も、それから運用上も、中学校の施設を使うことは何ら問題なからうということですので、ぜひ拠点施設として中学校の活用というのを図りたいということもございます。

14ページ以降に、**3 役割・位置づけ**ということが書かれておりますが、3の(1)情報共有、提案、課題解決といった機能に関しては、既に中間報告で述べられているとおりであります。

それから、**(2) 地域協議会の位置づけ**ですが、今までに出ていない、今回の部会報告で出てきた新しい論点の1つになろうかと思っておりますけれども、要するにその地域協議会のメンバーというのは、地方自治法上で言いますと、あるいは地方公務員法上で言いますと、

<p>「地域協議会部会」 部会長</p>	<p>非常勤の特別職の公務員ということになりますので、原則として報酬が出るはず。 しかし地方自治法等に規定のある地域ですと、報酬を支給しないことができるという規定がそこにございます。 本区の地域協議会は、地方自治法等に基づく組織ではなく、独自の区条例に基づく組織としてこしらえるということでありまして、地方自治法等の地域協議会の先例に倣って、そんな形でいけないかというようなことが書かれております。 以下に関しましては、先程申し上げたとおり、省略させていただきたいと思っております。落とした点もあろうかと思っておりますが、後で事務局に補っていただいたり、また私からも補えればと思っております。以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>どうもありがとうございました。事務局から、何か補足説明はありますか？</p>
<p>区民部副参事</p>	<p>全体の構成でございますが、これまでの「中間報告」や「中間答申」の内容も踏まえて、「最終答申」という形で総括させていただいたものだという部分がございます。ですので、これまで報告書、答申書に盛り込まれてきた内容も重複する部分がございます。 新たに加わった部分といたしましては、お手元の方に概要版を付けさせていただいておりますが、こちらの地域協議会部会報告の緑の部分新たにページを加えたところです。 1点だけ、「地域eモニター」でございますけれども、この審議会の審議と並行いたしました、2年間「政策eモニター」というモデル事業を実施いたしました。無作為抽出で選んだ区民の皆様に参加を呼びかけるという新たな方法として、区民意識調査と連合した形で実施いたしました。これを2年間実施して行く中で、1年目でも新たな参加の広がりがあったという効果につきましてご報告申し上げましたが、2年目はこの地域協議会ということテーマに、4回アンケートを実施いたしました。テーマを絞ったことによって、より一層みなさんの意識が深まっていった、「自由記述の意見提案」というものが非常に増えてきております。そうしたことも参考にいたしまして、またアンケートの中で地域協議会のモデル事業を実施する際に、この手法を活用することについてどう思うかという設問をいたしましたところ、「80%以上」の方が「効果がある」とお答えいただきました。 そうした結果を踏まえまして、今回、その地域eモニターの活用ということを最終答申のために盛り込ませていただいております。追加は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、地域協議会の部会に参加しておられる皆様から、ただいまの説明に対する補足あるいは報告を提出する上での感想でも結構ですので、一言ずつご発言をお願いできますでしょうか。A委員、どうでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>この協議会に参加して、いろいろ勉強させていただいたのですが、実際いつ頃から動き出すのかという思いがしているわけです。</p>
<p>会長</p>	<p>その点、また後でまとめてお金のかかるのと、そうでない部分といろいろあろうかと思っておりますので、のちほど。では、B委員。</p>
<p>B委員</p>	<p>私は現場で働いている人間でございますので、制度づくりというのは初めての経験で、非常に現場と制度というギャップに苦労あるいは悩まされたところがございます。 しかし、私どものばらばらな意見をよくまとめていただいたと感謝しております。</p>

会長	ありがとうございました。では、C委員。
C委員	<p>できたものを見たときに、「このようなものかな」というのが最初の感想です。</p> <p>私などは意気込んで、いろいろなものを考えながら、できるだけいいものをつくりたいと思ってやってきたので、悪いものができたとは決して思っているわけではないのですけれども、結局これは「絵に描いた餅」で、実行していく段階のときに、やはり一人一人との区民と行政がいかに近づいてくるか、それがやはり大きいと思います。行政の方々は、あまり区民と親しくなりすぎると問題があるのかも知れませんが、区民とできるだけ接して、現場の中でいろいろなことを積み上げて、区民と共に行政が作り上げていけば、答申に魂が込められていくのではないかと、それを期待してもいますし、自分でもいろいろ頑張りたいと思います。</p>
会長	ありがとうございました。それでは、D委員。
D委員	<p>2年間議論した集大成が、部会長から説明がありましたとおりでございます。</p> <p>ただ、部会長からお話が出ませんでした、地域協議会モデル事業の展開についてですが、来年度あたりから展開しなくてはならないという問題がございます。</p> <p>それに関して、これからいろいろな問題が山積しております。区民ひろばの問題につきましては、区民ひろばも先行きは自主運営をしなくてはいけなくなってきました。そうした段階において、この中にモデル事業の中に区民ひろばがどのように関わっていくのか。自主運営にしたときは、区との協働ということではなく、別の形になってしまうのではないかと思います。その点をどのように分け、どのように展開していくのか考えなくてはいけない面も多々あるのではないかと考えております。</p> <p>それから、モデル事業をするならば、8中学校区として分けたとき、15、6の町会がその中に入ってくるようになりますと、その中で推薦したり役員さんを決めなくてはいけない。その件に関しては、町会連合会で話し合っ、サポートあるいはバックアップするような体制をとっていきたいと思っておりますので、これからの案件の一つ加えていただければありがたいと思っております。</p>
会長	ありがとうございました。それではE委員。
E委員	<p>大変よくできた最終答申案だろうと考えております。</p> <p>それから、モデル事業地区のどれかが動いていったときに、そのプロセス、経過というものに大変興味があるし、それがわかるような方策があればと思いました。</p>
会長	ありがとうございました。それでは、F委員お願いします。
F委員	<p>今、みなさんがそれぞれにおっしゃっていただいたことも、それぞれに納得できることばかりです。地域協議会はどうなんだと言い続けて16回が終わってしまった感じがしましたが、この報告書案を見まして、本当によくまとめられていると思いました。部会長のリーダーシップがとても良く、今後これが具体的にどうなったかということを知ることができればとてもいいと思っております。また、「政策eモニター」の「オフ会」の案内を見たのですが、どのような方がこの「オフ会」に参加されるのか、この中から、地域協議会に参加される方が出てくるかもしれないと思い、とても興味深いです。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。部会員の方からは一通りご発言をいただきました。</p> <p>それでは、部会員でない方のご意見は、また後で全体の時間をとりますので、先へ進めさせていただきますよろしゅうございませうか？</p> <p>それでは、今度は「協働・政策部会」でございますが、部会長、お願いします。</p>
<p>「協働・政策部会」 部会長</p>	<p>部会の報告は目次でございますように、大きく分けますと、実施過程、政策を具体的に 行うときの協働と、それからそのような政策をつくる時とか、あるいは実施した後で どうするのかという、2つの中身からなっています。中間報告まで、特に実施過程における 協働ということで、補助金と委託を、協働の視点からどうしていくのかということにつ いて、主に議論をしてきました。その後、会議資料10-2にありますように、中間報告以 降は、資料の緑色のところに焦点を絞って議論を進めてきたというところでありませ う。</p> <p>1つは、この協働のモデル事業をどうするのか、それから政策形成に関して、区民の 意見をどういうふうに反映するのかということ、そして評価をどういうふうに協働の 視点に立って行うのか、このようところが今回緑の網かけの中身になっています。</p> <p>特に、ひとつ最初にお話ししておきたいのは、区民意識調査を使いながら、基本 計画の重点施策の見直しというものを、現在ある基本計画の一種の進行管理とし て試みたというのがあるかと思ひます。これについては、区民ニーズを反映すると、 現在の基本計画にある5つの政策分野で、やや区民のニーズと違ふのではないかと いう意見を部会として出したわけでありませうが、それを踏まえて区で見直し していくことになりました。3分野については部会の言うとおりの2分野につ いては、そうは言ってもいろいろ総合的な判断があるということで、区の見直し 案がまとまっているということでありませう。もちろんアンケート調査をそのま ま重点施策、これに力を入れていくんだと決めるわけには直結しないということ もありませんけれども、区民意識調査を使いながら、どれに重点を置いていく のかということについて進行管理をしていくということでの一つの試みができ たかなというふうに思ひます。</p> <p>それ以外のことにつきましては、専門委員の方に補足してご説明いただければ と思ひますので、よろしくお祈りします。</p>
<p>専門委員</p>	<p>主に部会長が“政策形成”のほうをお話いただいたので、私は特に“協働”の 部分について、簡単にご紹介させていただきます。</p> <p>協働のこの検討については、なかなか論点がいっぱいございまして、まず委員 の中でもなかなか意思統一できない部分もあるのですけれども、議論して いく中で、これは私見も入りますけれども、大きく協働については2つの 論点があるのだなということはこの報告書を通じて感じました。</p> <p>1つは協働の目的がやはり、はっきりしないということ。目的を明らかにする ということ、協働の対象を明らかにする必要があるということでございませ う。目的につきましては、3. 協働の視点に立った評価のあり方というところ なのですが、協働の目的としては恐らく2つあるんだろうというふうに 思ひます。</p> <p>1つは、左側の協働の評価軸、協働のプロセスを重視したというふう に書いてあるところでございますけれども、要は区民活動団体側からすると、 そういった行政との協働を通じて、公共サービスを担うスキルを学んだり、 あるいはいろいろな行政の仕事のスタイル</p>

専門委員

をそこで学び取っていくというものと、それから行政側にとっては、地域の課題をどう反映させるかであるとか、今まで気づかなかったような仕事のスタイルを学んでいくというような相互作用のところを目的とする協働のやり方と、もう1つは、区民活動の活躍の場を幅広く拡大させていこう、そのためにいろんな仕事を区民に適正な価格で担ってもらえるようなあり方が考えられないだろうか。

その場合には、できるだけ仕事を区民に担ってもらえるようなメニューを出していくということが大事になるわけですが、営利企業とは違う非営利組織としての区民活動組織が仕事を担う場合に、価格以外のどのような価値が認められるのかということ適切に評価する必要があるだろうと。そのための評価の軸をきちんと考える必要があるだろうということで、やはり「目的に応じて評価の軸が異なる」と言えると思います。

いずれの場合においても、それぞれの目的ごとに評価の手法というものをどう設定していくかということが今後の課題としてあるというふうに考えております。

その評価の手法でございますけれども、それをモデル的に行うという意味もございます、網かけではないところの1番でございますけれども、前回の中間答申でご紹介したモデル事業をやってみようという場所へつながっております。

この場合、もう1つの論点として、区民活動の対象によって、区民活動団体の規模とか特性によって、恐らく必要な、適切な仕事のあり方というのは変わってくるだろう。

例えば、防犯協会のような地域密着の活動をするようなボランティアの人たちを巻き込んでいくような活動については、恐らくここで書いてある協働事業補助金のようなものがよりふさわしいであると。そうではなくて、有給のスタッフを抱えてある程度利益を出していこうという団体にとっては、より収益の上がるような事業委託のようなものがやはり必要であると。そうした団体の規模とかタイプに応じて業務のメニューというものをやはり考えていく必要があるということでございます。そのために「協働事業補助金」と「協働事業委託モデル事業」という2つの仕事のタイプを用意したわけでございます。

その上で、来年度におきましては、モデル事業を提案させていただいておりますけれども、ただ一昨年度、豊島区内のNPOの実態調査を行ったわけですが、やはりNPO同士のつながりというのが希薄であったという結果がございまして、まずは区民活動団体であるとか、NPO相互の交流を深めたり、あるいは経験的に仕事を出して、そこでどんな評価が可能なのかということをやっていくという意味で、ここでジョイントベンチャー型というふうに書いてありますけれども、いろんな団体が相互に協力し合いながら仕事を請け負っていくというような仕掛けを考えながら、お互いにどんな評価が可能なのかということも考えていきたいと。それが網かけの3の**(2)モデル事業の展開に向けた仕掛けづくり**でございます。

それから**(1)中間支援機能の強化**のところは、そういったいろんな仕事を担っていくとか、あるいはいろんなネットワークを築いていくという、ある程度スキルを身につけていく必要があるわけですが、そのためには、やはりそれを支援する仕組みが必要でございます。それは行政が直でやるのではなくて、そういう経験とノウハウがある団体にやはりきちんと責任を持ってやってもらうことが望ましいであるということで、「中間支援機能の強化」というところを提案させていただいております。これにつきましては、大塚の駅の近くに既に「区民活動センター」というものがあるわけでございますけれども、

専門委員	それをより機能強化を図って、様々なスキルアップの手助けができるような仕掛けを用意していただきたい、ということで提案をさせていただいた次第でございます。
会長	ありがとうございました。事務局から何かご説明がありましたらどうぞ。
区民部副参事	<p>補足としては、「政策形成」の部分でございますけれども、区民意識調査という新しい参加のツールを試したということでは、やはり一定の効果、成果が得られたと思いますが、やはり広く浅くとどうしてもなります。区政全般に対するニーズの軽重、色合いをつけるということですので、ストレートな区民のみなさんの施策に対する、課題に対する意見というものが、そこでは見え切れないという限界もみなさんからご指摘いただきました。そういった面での参加のあり方については、また区も別途考えてほしいというご提言もいただいております。</p> <p>それから、「評価」のところですが、この部会の当初から、補助金の検討の中で、区民活動支援補助金に限定せず、補助金制度全体のあり方について見直し、評価の仕組みをつくっていくべきだというご意見を強くいただいております。その部分につきまして、最終答申で、一番最後の報告になりますが、総合的な評価システムの構築ということで、改めてご提言として並べさせていただいております。補足は以上でございます。</p>
会長	どうもありがとうございました。それでは、こちらの部会に関しましても部会員の方から、ご意見を一言ずつ頂けたらと思います。それではG委員。
G委員	<p>委員のみなさん共通だと思うのですが、この答申案をいかに実現するかということで期待をしているわけです。その中で、私の個人的な観点から言うと、協働視点に立った評価のあり方というのは非常に重要になるのではないかとということです。</p> <p>つまり、区民活動にいかに行政と共に育てていってあげて、ある程度の形にしていくか、というのが非常に新しい取組みではないかと思えます。</p>
会長	どうもありがとうございました。それではH委員、お願いいたします。
H委員	<p>何とか2年間、落ちこぼれがないようについてきて、それなりにここに示されるように理論武装がなされてきたというふうに出てきております。</p> <p>ただ、区民の目線からすると、協働とは何ぞやということで、その言葉だけがひとり歩きをする傾向にならないために、行政と民間が一体になってしばらくの間はやっていかなければ当然無理であろうと。というのは、みんな自分の仕事を持っているわけですから、きめ細かに記録をしたりということが非常におそろそかになってくると挫折をしてしまうのかなど。例えば、防犯の立場からしますと、追求すればするほど費用負担が大きくなっていく。それで、やはり警察とか行政とかという立場の人たちと交渉するには、事務局というウエートが非常に重くなっていく。そうすると、今話題になっている天下りだとか、渡りだとかという話になっていきますけれども、そこに人件費だとか、1年計画ではできないものが3年とか、ある程度長いビジョンで計画をし、実行していく上において、その評価のあり方、金を使うからマイナスだということではなくて、適正に評価ができるような評価のあり方、そういうものをしっかりして地域にこの協働とは何ぞやということを少しずつ浸透させながら、細く長くやっていけるようにして、この2年間の会議がむだにならないようにぜひともお力添えを賜りたいというふうに考えております。</p>

会長	ありがとうございました。それでは、I委員、お願いします。
I委員	<p>豊島区民の一人として、「子育て」という立場で参加をさせていただいて、まず最初いろんな意見をもっと言えばよかったなと思いました。</p> <p>中身はあまり私もよくわかっていないまま始めてしまったということがあったので、もう少し一区民として勉強してから、もう一度できることであればこういったことに参加してみたいなと思いました。</p> <p>今、頭の中でもう少しやっておきたかった、何かちょっとすっきりしないで終わってしまったのがやはり「補助金のあり方」。もう少し詰めて討議していきたくったと思います。</p> <p>毎回、協働・政策部会については、かなり事務局の方が困惑するような意見とか、返答に困る会議になってしまったのですけれども、私はそれがよかったと思います。</p> <p>なあなあで終わってしまわなかった協働・政策部会であったので、まだまだ言いたいこと、やりたいことはあるのですが、これからはまた一区民として、小さいながらもぜひ意見を述べさせていただき、豊島区を発展させていきたいと思っています。ありがとうございました。</p>
会長	ありがとうございました。それでは、J委員、お願いします。
J委員	<p>今のI委員の発言の中で「補助金のあり方」についてももう少し詰めて討議したかったとおっしゃったのは、「補助金全体」についてだと思えます。我々の部会では、区民活動支援補助金について主に討議を重ねまして、その中での矛盾点は、新たな「協働事業補助金」と「協働事業委託」という形でご提案できたかと思っているのですが、あとは、どう実施できるかにかかってくると思えます。</p> <p>「協働」ということで、活動に対する評価が、活動する区民だけでなく、行政も一緒に評価されるということが評価軸にも出てきたということ面白いと思っています。</p> <p>「評価」も単なるチェックでなく、活動をフォローアップするようなアドバイスを含んだ評価の場がつくれたらいいと思います。</p> <p>それと同時に、活動を情報公開して、皆さんに周知できるようお願いします。</p> <p>一般の方が活動に触発されたり意見が出ることで、活動が活性化されますので。</p> <p>「評価のやり方」と「情報公開」というのを、気をつけてやってほしいと思っています。</p> <p>あとは、活動を育てていくために中間支援機能の存在が肝になってくると思えます。</p> <p>何とか事業が実施に向けて進むことを期待しております。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>2つの部会のご報告をいただき、かつそれぞれのメンバーの方のご意見、ご感想を伺ったわけですが、両部会報告ともこれまでの議論の総括でございますので、中間報告、中間答申と進んできた、その流れに沿ってまとめられているという意味で、これはこれで一応完成度がということなのでしょうが、これをいかに実行に移していくかという次の段階に期待が、あるいは不安があると、残るということであろうかと伺っていて思った次第でございます。</p> <p>そこで、そうしたことも含めて、改めて全体からご意見をいただく時間にしたいと思うのですが、それぞれの部会に所属している方々のご意見は今いただきましたので、それ以</p>

会長	外の皆様から、伺いたいと存じます。それです、区議の委員の皆様からお願いします。
K委員	<p>非常に文章をまとめるという点からすれば、相当活発な議論をされて、それでここまでまとめ上げられたことについては本当に感謝申し上げます。</p> <p>それで、具体的にこれからモデル事業を実施して、それがうまくいったかという検証、あるいはこれをさらに発展していくというところが非常にこれからの重要だと思いました。モデル事業を実施して、これをどういう形でこれがうまくいったのか、あるいは誰が評価をするのか、そして、ではそれを発展する方向は誰がそれを見て、そのモデル事業をさらにほかの地域に広げていくのかとか、そういうところが非常にこれは大事なことになっているのだと思うのですが、その辺はこれからどうしていくのかという、長いスパンで物を考えていかなければならないのかというところについて、ちょっと私、そこが気にかかったのです。</p> <p>要は、こういう今現在、なかなか現状というのは長い積み重ねでもって現状があるわけですから、それを打ち破って新たな協働をつくるということになれば、今まではこういう蓄積があったのが、そう簡単に1年2年でモデル事業をやったからといって、区とのコンタクトがよくなったかということのイメージが沸かなかったといえますか、特に地域の問題。それから、政策の面もそうだと思うのですが、将来の未来的な話についてはどのような議論があったのかなというところがちょっと疑問に思ったので、その辺お聞かせいただければなと思います。</p>
会長	将来の話はされているのかという質問に、部会長、何かお答えございますか？
「地域協議会部会」 部会長	<p>今のご意見はおっしゃるとおりといいたいまいしょうか、つまり、この委員会も、また部会も、今年度限りで任務終了ということになるわけでございますけれども、今後モデル事業に関しましても、あるいは協働の事業に関しましても、どうやってモニターしていくのかというのが、非常に重要な課題であることは、私自身も私見としてそう思いますし、部会の中でも議論としては出ましたが、ひょっとして見落としているかもしれませんけれども、この部会報告にはそうした文言は出ていないと思います。</p> <p>ですので、その場合どうモニターしていくかというのは、それは首長部局で、あるいは議会で議員の皆様がきちっとモニターしていくということもあり得べしなのですが、もうちょっと違った形でモニタリングをする組織が必要なのか、それとも今どき行財政改革の時代にそんなものつくれないということなのか。それは予算絡みの話にもなりますので難しいとは思いますが、問題意識としては、私はそれはおっしゃるとおりのところがあるというふうに思いますし、「絵に描いた餅」にならないようにするためにどうするのかという工夫が必要であるということです。</p>
会長	そういうことであろうと思いますね。ですから、このことをまとめる前書きとか、後書きとか、そういうところに、そういう問題意識を書き込むことはできるかもしれないのですが、それはむしろこれを受け取られた区長さんが…。
C委員	モデル事業の展開というところには「制度化に向けた検証」という言葉がきちんと書かれているのです。モデル事業をやってもらわなければ何もできない、やりながらそこで検証するということだったと思います。

会長	それはそうですね。その検証システムというものを具体的にどう具体化していくかというところで、その点はお答え願えればと思うのですが、K委員はそれでご質問でよろしいですか？
K委員	質問というよりも、この次のステップは、誰が検証していくか、つまりみなさんが一生懸命こういう形でまとめ上げた結果、モデル事業をやります、やったものがどういうふうにならうか、それをどうやってつくり上げていくのかということについて、この場はもうなくなってしまっているわけですので、要は区にお任せみたいになってしまおうと思うのです。我々は議員ですので、それに対してこういうふうにもうまたそのときにいろいろ話し合う場はあるかもしれませんが、一生懸命みなさんが集まって、すったもんだ議論したものが、本当にそれでそういう方向に進んでいるのかどうかというところの協議する場というのはなかなかなくなってしまいますよね。それで本当にいいのかなという気がしています。自治推進委員会をせっかく立ち上げたのに、もうこれで任期終了で後は区にお任せになって、検証したけれども、うまくいかなかったら、なぜうまくいかなかったのか立ち返らなければならない問題も出てきてますよね。あるいはうまくいきました、うまくいったから、では広げていきましょう、どういうふうに広げていくのかということをもっと客観的に評価しなくてはならないときもありますよね。その辺について、今までは長い間区民がなかなか参加してくれない。参加してくれればいいのですけれども、何をもって参加したのかというところの評価の基準みたいなものがあるのかどうか、その辺のところは何も謳われていないので、それについて区はどういうふうに進めようとしているのかということを知りたいと思ったのです。
会長	わかりました。では、その点はまた後で伺うとして、では、L委員。
L委員	<p>長い間、みなさん熱くいろいろ議論していただいて、いい答申になっているのではないかと感じております。むしろみなさんの報告を伺って、これから具体的にそれを地元とか地域にやっていくことに、楽しみだなというふうな気がいたします。モデル事業もやってみると参加された委員のみなさんが熱くなって、新たな問題点なども発見されるでしょうし、まずはモデル事業から始めてみるということで、新たな取り組みについては非常に期待するものがあると思います。</p> <p>1つだけ気になったところ、この地域協議会のメンバーの方の任期というのは大体どういうふうにお考えになっているのかなど。ずっと続けるイメージなのか、それとも途中で誰かに交代して、また新たな人材を発掘していくというイメージなのかというところで、多分任期の問題というのは大変難しい問題だと思いますけれども、最初に決めないでモデル事業の中で見つけていくということかもしれませんが、それについてどういうふうに議論があったのかなというのと、どうお考えかというのを聞いてみたいと思います。</p> <p>それから協働・政策部会のほうは、この「活動レポーターの活用」というのが非常に期待できると思います。私自身もそうですけれども、地域で活動していると、事業自体に夢中になって、終わると本当にお疲れさん会をやるのが精一杯という感じがありまして、活動レポーターが第三者的に中を見ながら取材して活動レポートを作成して、いろんなところで公開してPRしていただいたりするのであれば、これはこれで非常にいい有効な計画ではないかなと思いますし、期待できると思います。</p>

<p>会長</p> <p>「地域協議会部会」 部会長</p>	<p>最初の話は「任期」の話はありましたか？</p> <p>やや具体的話というところでは、報酬に関して地方自治法の地域協議会に倣って、報酬を支給しないことができるというような仕組みにしてはどうかといったことまでは議論しましたが、任期については、端的に申し上げまして議論はしておりません。</p> <p>議論はしておりませんというのは、全く関心がないとかということではなく、なかなか制度の具体に入っていけないということもありますし、そもそもモデル事業でありますので、まずモデル事業が果たして来年度予算組みされるのかどうかということにも関わりますし、その次の年度はどうかということにも関わります。まずはモデル事業を始めて、歩きながら考えるしかないと申しませうか、モデル事業をやっている中で、さらに任期であるとか、あるいは公募ということは申し上げておりますけれども、そこを一体どうやってやるのかなんていった具体的話も実は突き詰めてまでは考えておりませんので、当面のイメージとしてはぜひ予算組みをしていただき、最低限1年の予算にさせていただき、モデル事業を立ち上げていただきたい。その中で、最初は、申し上げたとおり、公募とは言いながら、実際上は行政のある種のリーダーシップで人集めをするところから始めざるを得ないので、その中でもろもろ具体を任期も含めて考えていくというようなことを私は考えておりました。</p>
<p>L委員</p>	<p>モデル事業の中でまた進めていただければと思いますけれども、なかなか委員になった人も、自分で任期を決めるというのはなかなか難しいところもあって、3年がいいのか4年がいいのかとか、いやちょうど今やっているところだから、もうちょっと続けさせてくれとかとなると、だんだんメンバーが固定化されて新しい人が入ってこれないということもあって、なかなか難しいと思うのですね。私の隣の町会も、青年部でやっているのは2年交代なんです。とにかく2年交代。でもOBはあと2年残れることになっているのです。それは、2年自分が青年部長をやったら、次の人を見つけなくてはいけないという作業があって、これがなかなか大変で、部長になるとその後飲み会やったり、いろんなところで声かけたりして、とにかく接待攻勢で次の部長を探すという仕事があるのです。</p> <p>でも、これが意外と浸透していて10年やると5人部長が生まれるというような感じで、どんどんメンバーが新たに発掘されていくという循環をしていると感じているのですけれども、いろんな方が入れる仕組みというのを目指していただければ、もっともっと広がるかなと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それではM委員、お願いします。</p>
<p>M委員</p>	<p>長い時間をかけてご議論いただいて、まとまったこういった答申ができたことをうれしく思うのと、これからモデル事業が新たに動き出す、動き出さなければいけない、その責任があるのかなというふう思う中でありまして、やはりモデル事業をいかにして成功させることができるのか。やはり机上の空論にならないように、行政がここで地域に丸投げするのではなくて、最初は行政がバックアップをして、その仕組みづくりというのをよく区民の方に知らしめるということをししないと、区民の方も不安に思って、とてもじゃないけれど参画できないということにもなりかねないのではと危惧しております。各モデル事業、テーマを決めてスタートするわけなんですけど、地区の特性によってそのモデル事業が</p>

M委員	<p>組まれて、ただこれが何年継続するのかということもまだ決まってらっしゃらないと思うのですけれども、そこに参画をしたい、テーマが違ったら参画したいという方もいらっしゃる。だから、このテーマを永遠にやるのか、それとも何年か熟成させて、ある程度地域の意識が高まったならば、テーマを変えて別の方にも参画していただくような、また新たなテーマをつくって、その地域で動かしていくのか。その辺も動いていく中で考えて行かなければならないですし、そういうふうに方向づけするのであれば、このモデル事業は必ず成功に導いていかないと、皆様方がせっかくご議論いただいたものが無駄になってしまうということもありますので、こういった点に関しては、議会としても見守っていきたいし、その地域に関わる議員であるならば、その地域協議会を後押しをすることも必要になるのではないかなと。非常に責任を感じながら、その地域活動をやっていかなければいけないと思っております。質問等はございません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、N委員。</p>
N委員	<p>本当に長期間ありがとうございました。なかなかこういう中でも自分のご意見を全部述べる事ができたというわけにはいかない方もかなりいらっしゃるのではないかなというふうに思いますが、これだけの形ができたということで、本当にありがとうございます。</p> <p>ちょっと部会ごとに今感じたことをお話しさせていただきますと、地域協議会で組織の構成の仕方として、どういったメンバーをその中に入れていくかということが非常に大きな最初のネックになるというふうに考えているのですけれども、最初の段階で、やはりある程度行政側の方からそういう活動に慣れている人たちをメンバーに加えるということは第一段階としてはあるかと思うのですけれども、それがやはりそういったメンバーだけになっていくと、従来の組織とあまり変わらなくなってしまうという状態になってしまうのかなと。地域協議会自体の存在が本当に生かされないのかなと。かといって、やはり全く新しいメンバーだけで構成してしまうと、従来の組織との軋轢が今度また問題になってくるということで、非常にバランスが難しいのかなと感じました。その辺の選定の仕方をどういうふうにモデル事業の中でやっていくのか、私もいろいろとそれを見ながら勉強させていただきたいというふうに感じました。ここに「地域モニター」というのがございますけれども、こうした意見を行政側にははっきりと述べられるような方々および時間的な問題で行政の方には直接関わることはできないけれども、いろんな意見を感じている人たち、そういった人たちをやはり吸収しながら、なおかつ協議会が円滑に進展するという、非常に高度な話かなというふうに思いました。</p> <p>それと、協働・政策部会の方では、やはりどういった団体に委託をするかということがいろいろ書かれております。これも行政側が提案をして、それに沿った形で委託をし過ぎると、やはり単純に行政側の考えが反映されて終わりということにもなってしまうのかなということを単純に感じました。</p> <p>それで、非常にレベルの低い質問なのですが、この協働事業で委託された団体と、それから地域協議会のメンバーというのはどういう関係にあるのかなというのがわからなかったのです。協働事業のメンバーと、それから地域協議会のメンバーと、どういうふうに関わりを持ちながら同じ地域の課題を解決していくのか、その辺がちょっと私も全部勉強してなくて質問して申し訳ないのですけれども。</p>

<p>「協働・政策部会」 部会長</p>	<p>下働きにならないようにするということが、協働で一番難しいことではないかなと思うのです。協働における2つの評価というのは、1つは行政側は何も変わらないでふんぞり返っていて、区民にだけ下働きをさせようという協働ではなく、お互いにならなうという気があるということをして1つの評価軸にしていくということ。それからもう1つは、協働することでやはりメリットがなければいけないわけですから、単に一緒にやりましたというイベントではないこと。必要なことについて区民の力を借りるということに意味がなければならぬ。そういう2つの点から、評価をやはりしていくということが、大事なもののではないかなということが非常に大きなポイントではないかなと思います。</p> <p>ただ、そうは言っても、事業を軸に組み立てていますから、補助金の場合でも委託の場合でも、やはり行政側として一種の公共サービスとしてやるのだ、お金を出すんだという、具体的な事業をどうするのかということが、やはり意思決定としてはそこでありますので、いろいろな議論の場であるとか、そういうものだけではないですね。やはり公共サービスの一環であるということで、ひょっとすると地域協議会と重なるところもあるかと思うのですが、一応区の事業には明確になっているということでもあるということはあるのではないかなというふうに思っているところでもあります。</p> <p>そういう意味では、どういうふうに評価していくのか、今後どうするのだということは、やはり今日のこの場でもいろいろ議論になっていると思うのです。</p> <p>ひとつここでの議論で忘れてはいけないことは、要はこの委員会自体、「自治推進委員会条例」に基づいて設置されているものなので、行政がきまぐれに集めまして、終わったから、次いつ集めるか知りませんというタイプではないということなので、一応自治推進委員会条例自体でも検証については継続的に手当は一応はされている。</p> <p>ただ、条例に従って区の執行機関が仕事するかどうかはまた別問題なので、それを監視いただくのはむしろ議員の先生方のお仕事ではないかと思うのです。というのは、もっと言いますと、条例ができてからこの委員会が設置されるまで何ヵ月かかったかという話があって、かなり空白期間があるのです。ということで、そういう意味ではどの程度裁量があるかどうかということ、非常に大きく関わってくると思うのです。けれども、一応検証のメカニズムは、制度としては条例自体は組み込まれているので、あとはそれをしっかり執行機関にやらせていただければと思います。その派生形態として地域協議会がどういうふうな形態で、どういう任期で、いつ集めて、いつやめるのかとか、そういうこともある程度、自治推進委員会条例の中で将来的には考えていく、あるいは規定されていくべきものかもしれません。それから、基本計画の方も、これもまた改定が予定されております。改定するという事は決まっています、それをどういうふうにするのかということは、直接には書かれていませんけれども、もし何も仕組みが創られないようであれば、この自治推進委員会条例に基づいて、自治推進委員会などで区民参加のもとで行うということに多分なっていくのではないかなというふうに思っております。</p>
<p>N委員</p>	<p>いろいろすみません。そういう高度な質問ではなかったのですが、単純に地域協議会の活動と、委託された協働事業の団体の活動が同じ地域の中で重なった場合には、どうなるのでしょうか。地域協議会で進めているまちづくりと、たまたま行政側が委託した協働事業が同じようなときには、どういう流れになっていくのでしょうか？</p>

「地域協議会部会」 部会長	<p>今、N議員の質問、私全く虚を衝かれまして、あまり十分に考えてこなかった点でありまして、改めて今頭の中で少し整理して、ごく一般論しか申し上げられませんが、恐らく地域協議会のメンバーであり、と同時に協働事業の受け手でもあるということは、一般論としてあり得べしということになるかと思えます。</p> <p>それで、ただ地域協議会の場合は、先程申し上げたとおり、中学校区というエリア限定で、まずエリアがあって、そこにある課題をどうするか。課題があってどうするか、テーマがあってどうするかというのではなくて、まず地域ありきという発想ですので、基本的には中学校区を単位とした事業に限られるということ。</p> <p>仮にその協働事業で地域限定型の委託の協働事業というものが、ひょっとして将来出てくるとすると、地域協議会でやることと、その協働事業が何らか重なるところがひょっとしてあるかもしれない。</p> <p>当面はモデル事業を走らせることだけ考えていますので、このモデル事業に関してはそういう協働事業との重なりを考えずに設計しておりますので、当面は分かれますけれども、ゆくゆく熟してきた段階でメンバーシップも然りですけれども、事業としても何らか重なり合うことがあるかもしれないというぐらいの答えしかできないわけですが。</p>
H委員	<p>今、先生のご質問ですが、地域は1つなのです。たまたま地域の部会と協働の部会が別々になって協議をしているけれども、地域ではその目的は1つであれば、一緒にやってもそれが自然だと思うのです。</p>
N委員	<p>目的が1つだったらいいのですけれども、それが万が一区が提案することと…。</p>
H委員	<p>文章でこういうふうに分けてしまうと議論が難しくなるけれども、地域はもう目的を達成できるなら一緒にやろうじゃないかというのがみんなの総意だと思いますので、その辺はご理解をいただかないと話がおかしくなってしまうと思うのです。</p>
N委員	<p>そういうお話ではなくて、モデル事業から先の話なのですが、地域協議会がやっていることと、区から委託を受けた団体が重なり合ったときの連携のあり方という…。</p>
D委員	<p>具体的にどういう形のことをおっしゃられているのですか？</p>
N委員	<p>具体的には思いつかないのですが、ある地域で課題があって、例えば防災なら防災で地域協議会で動いていますね、けど今度防災について区の施策が下りてきて、それで委託をして、その同じ防災について委託をされた団体が協働事業の委託をされた団体がその地域にも関わってくるような施策の推進をしたときに…。</p>
D委員	<p>そうしたら組み入れて一緒に協働でやればよろしいのではないのでしょうか。</p>
N委員	<p>それが一番いいのですけれども。</p>
D委員	<p>そういうことを可能であるべき地域協議会にするというのがねらいなのです。</p>
B委員	<p>それはちょっとおかしいのではないですか？といたしますのは、これはモデル事業ではないですよ。立ち上がったからの話ですね。</p>
N委員	<p>モデル事業も含めて。</p>

B委員	<p>かもしれないですけども、例えば1つの事業を区が委託しようといった場合には、これは地域協議会をまず通すということですよ。そのための地域協議会ですから。もしそうでなくて、何か特別の事業があって、これは特殊な団体でなければできないというような事業があった場合には、それぞれ地域協議会の中で横の情報の共有ということがありますから、その事業について地域協議会で検討して、地域で事業を行う、その事業者をバックアップしていこうと、手伝っていこうと、そういう関係じゃないかと思えますけれども。</p>
N委員	<p>わかりました。</p>
会長	<p>いろんなご意見が出ましたが、O委員、P委員も委員のお立場なのですが、同時にこれを受け取って、責任がおありなので、ご発言をお願いしたいと思います。</p>
O委員	<p>いよいよ答申をいただく最終段階を迎えまして、改めて御礼申し上げたいと思います。一度答申をいただきましたら、区長から御礼と感想を申し上げることとなると思いますが、実現する決意を述べてもらえればそれ以上のことはないわけで、無論区としては区長にご決断をいただきたいと思いますが、ただ、今のご質問等をお聞きしておりまして、新たに地域協議会という組織を立ち上げますが、すべて地域協議会で何でもかんでもそこにゆだねて解決するということでは私はないと思うのです。</p> <p>ですから、やはりそこには区の線引きもあるでしょうし、やってみればわからないところもあると思うのです。そのためにモデル実施をやるということになりまして、そこでいろんな課題を解決すると。</p> <p>そのために議会にも報告したり、あるいは皆様方にも状況をお話しするというふうな進め方になるのではないかなというふうに思いますが、いずれにしましても、モデル実施のための予算を計上いたしましたので、3地区なのですけれども、改めてきちんと真摯に取り組むということが、委員の皆様方に対するお答えかなというふうに思っておりますので、区長とまたこの問題についてどう対処するか、改めてきちんと検討したいと思います。</p> <p>本当に長時間ありがとうございました。</p>
P委員	<p>本当に長い間ご議論いただきまして、おまとめいただきましてありがとうございました。特に地域協議会、非常に先程から話に出ておりますように、悩ましい問題でございます。特に町会の関係とか区民ひろばの関係をどう整理するかというので、これを考え出すと眠れないような課題ではあるのですが、非常にわかりやすい形で、大変だなというふうに思います。今後、要するに、O委員からも今話がありましたように、これを十分理解しながら、そういった団体との調整を図りながら進めていく事務局の役割が非常に大きくなるのではないかと思います。現在、やっております担当が続ければうまくいくのではないかと考えている次第でございます。</p> <p>なお、これから協働モデル事業、これも従来から従来のように役所の安上りのための手段、こういったもので進めると、これはやはり本来のあるべき姿ではないので、こういった場に、きちんと協働のプロセスを重視するような形で評価をしながら、協働事業を進めていくという、これは非常に大事なことだと思います。従いまして、これをまず先程話がありあましたように、行政が変わらなければいけないと。行政の方がまず変わらなければいけないということは、これは非常に重要なので、事務局の力量が問われる。この意味</p>

P委員	でも、今担当している課長がやっただけであれば多分成功するのではないかと。
会長	おっしゃるとおりで、これを実施していく金の話を、人と話と、豊島区に限らず、今すべての役所が大変な条件、表にあるということは重々理解しますが、これをきちんとやるとおっしゃったのですね、今。
O委員	ええ、モデル実施できちんと検証してまいりますので。
会長	それは安心しました。そういうことでありますならば、これで最終答申をまとめていくということになります、当面の取りまとめ方について、事務局から説明をお願いします。
区民部副参事	<p>3. 最終答申の取りまとめ日程について</p> <p>今日の次第の方に説明しておりますけれども、2月26日の第11回委員会が最終で答申ということになります。それまでに今日のご意見を踏まえまして、答申案を作成し、会長、部会長にご相談の上、内容を固めて皆様のところには大体20日ぐらいを目途に答申案を事前送付させていただきまして、今日いろいろご意見いただきましたが、特にこの部会報告についてご異論ということではございませんというふうに受けとめておりますので、これを答申としてまとめていくということをしていただいて、それで事前送付に対してまたご意見がありましたら、事務局をお願いいたしますが、次回は最終答申文を提出するという段取りで進めさせていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>今、説明ありましたとおり、本日の会合でそれぞれの部会から示された部会報告の内容に関しましては、これで了承ということで、よろしゅうございますね。“てにをは”が間違っているのを見つけたとか、そういうことがありましたら、ご指摘願いたいのですけれども、もう実質的な修正は必要ないだろうということで、とってこれを2つくっつけただけというようなこともないわけですから、一応体裁を整えて最終報告の形にするということは私と部会長と事務局の方にお任せを願えればと思いますが、よろしゅうございましょうか？ それでは、その最終報告答申案文を議会に入る一週間前ぐらいには報告してお目通しいただくという段取りで、そこにまとめたいと思っております。</p> <p>先程、部会長が言っておられたように、これは条例に基づく委員会として設置されていて、最終答申で一つ仕事が終わるけれども、それで条例が消えてなくなるわけではないということですね。これを受け取って、その後どうなったのかという部分に関しては、区には条例上の義務がある。フォローする義務があるなど。それを具体的にどうするかということは、今具体的には決まっていなくても、漫然と放置されるということはありませんね。</p>
会長	<p>4. 閉会</p> <p>それでは、次回がいよいよ最終回になります。お忙しい時期かとは存じますが、2月の26日、ぜひ出席賜りますようよろしくお願いいたします。それでは本日はこれにて閉会とさせていただきます。</p>
会議資料	<p>会議資料10-1 次第</p> <p>会議資料10-2 最終答申に向けた部会報告（概要）</p>

次 第

平成 21 年 2 月 5 日（木）
午後 6 時 30 分開会
生活産業プラザ 8 階 多目的ホール

1. 開会
2. 部会報告について
3. 最終答申の取りまとめ日程について
4. 閉会

◆ 配布資料

- ・ 会議資料 10-1 次第
- ・ 会議資料 10-2 最終答申に向けた部会報告（概要）

○ 事前配布資料

- ・ 地域協議会部会「最終答申に向けた部会報告」
- ・ 協働・政策部会「最終答申に向けた部会報告」
- ・ 第 9 回自治推進委員会会議録

◆ 今後の日程について

- ・ 次回委員会の開催予定
第 11 回委員会 2 月 26 日（木） 18：30 開会
生活産業プラザ 7 階 会議室
- ・ 最終答申の取りまとめ日程について
最終答申案の作成
会長・部会長による内容確認
最終答申案の事前送付（20 日を目途）
次回委員会にて最終答申の承認、区長提出

各部会とも、中間報告・中間答申までの検討内容を整理し、残された課題の検討結果を加えて総括し、最終答申に向けた部会報告としてまとめた。（*網掛けゴシック文字部分が新たに検討を加えた項目）

地域協議会部会報告

I 地域協議会の基本的なあり方

1. 設置エリア

- (1) エリア区分の基本的な考え方 ⇒ おおよそ8区分（中学校区程度）
- (2) エリアを越えた課題への対応 ⇒ 地域協議会間で連携して協議できる仕組み

2. 組織構成

- (1) 組織構成の基本的な考え方
 - ① メンバー構成 ⇒ 幅広い区民参加（地縁的組織とテーマ型組織のミックス、新たな参加の掘り起こし）
 - ② 協議会の構成 ⇒ 「役員会」と「テーマ別部会」の2段構成

(2) メンバーの選出方法

① 組織づくりの段階的な考え方

モデル事業当初 ⇒ 行政が一定のリーダーシップを発揮し役員準備会を立ち上げていく
将来の方向性 ⇒ 部会から役員を選出していくなど自主的な組織づくりへの転換を図る

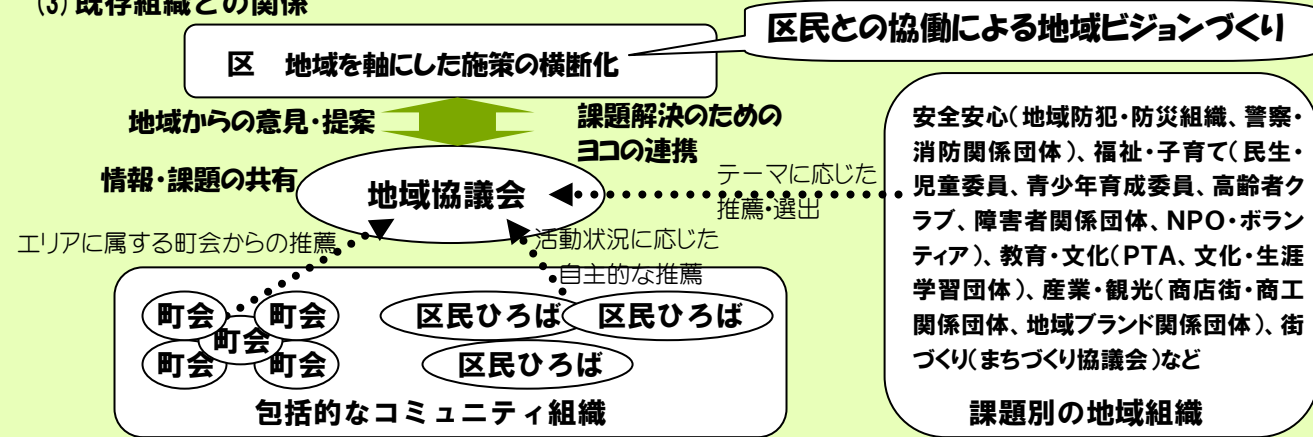
② 部会メンバーの選出方法

従来の枠組みを越える組織づくり ⇒ 行政が認知していない地域活動組織の掘り起こし

③ 地域eモニターの活用

モデル事業のモニタリングを通じて新たな参加につなげる

(3) 既存組織との関係



(4) 事務局体制 ⇒ 行政組織内の横断的な連携体制、外部人材の活用、中学校等の地域内施設の活用

3. 役割・位置づけ

- (1) 地域協議会の役割・機能 ⇒ モデル事業を通じた情報共有・協議・提案・課題解決各機能の具体化
 協議会の提案を区政に反映させる仕組み ⇒ 区長の尊重義務、地域ビジョンづくりとのリンク
 提案内容の具体化 ⇒ 区との協働事業としての位置づけ（事業の予算化、関係各課の調整・連携）

(2) 地域協議会の位置づけ

条例設置 ⇒ 従来の附属機関とは異なる「参加と協働」の視点に立った新たな位置づけ

II モデル事業の展開

- 1. モデル事業の基本的な考え方 ⇒ 地域を軸にした施策の横断化+地域の多様な人・組織のヨコの連携強化
- 2. モデル事業の具体例案 ⇒ モデル候補:池袋西地域、北池袋地域、目白・雑司が谷地域

協働・政策部会報告

I 政策の実施過程における協働

1. 協働の視点に立った補助金制度の構築

- (1) 基本的な考え方 ⇒ 協働の視点に立った新たな補助金の枠組みの創設
- (2) モデル事業の展開 ① 「協働事業補助金」 ⇒ 補助期間・補助率等の弾力化、資金助成以外の支援の仕組み

2. 公益的な区民活動組織への協働事業委託の推進

- (1) 基本的な考え方 ⇒ 公益的な活動組織の公共サービス分野への参入拡大、民間企業への業務委託とは異なる価格以外の社会的価値の評価、行政提案型協働事業委託方式の導入

(2) モデル事業の展開 ② 「協働事業委託モデル事業」

⇒ 提案型(プロポーザル型)協働モデル事業+ジョイントベンチャー型協働モデル事業

3. モデル事業を具体化するための環境整備

- (1) 中間支援機能の強化 ⇒ 区民活動センターの機能強化（*あり方検討委員会報告を踏まえた見直し）

(2) モデル事業の展開に向けた仕掛けづくり

⇒ ジョイントベンチャー型モデル事業の具体化に向けた活動組織間のコーディネート

II 政策の形成・評価過程における協働

1. 区民参加手法としての区民意識調査の活用

(1) 区民ニーズを反映した重点施策の選定

5政策分野のうち3分野の見直し ⇒ 「区民参加による基本計画の進捗状況の確認」に一定の成果

(2) 課題と今後の活用のあり方

区政全般に対する区民意向反映手法 ⇒ 個別の施策・事業レベルでの参加手法は別途検討が必要
 政策・施策体系と事業の仕分け ⇒ 行政組織体制も含め、課題に応じた横断化が必要

2. 政策eモニター制度のモデル実施

(1) 新たな参加の掘り起こし効果の検証

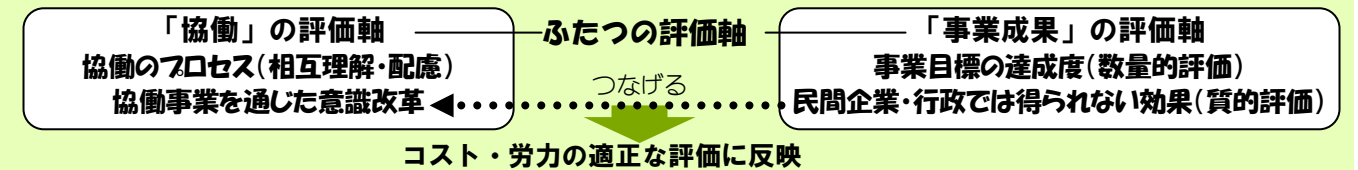
20年度継続試行（テーマ「地域協議会」） ⇒ 関心の広がりから深まりへ

(2) 課題と今後の活用のあり方

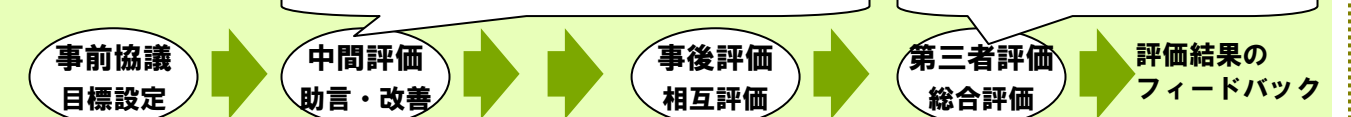
新たな参加手法としての活用 ⇒ 地域協議会モデル事業における「地域eモニター」の導入

3. 協働の視点に立った評価のあり方

(1) 協働モデル事業における評価手法



【評価の流れ】

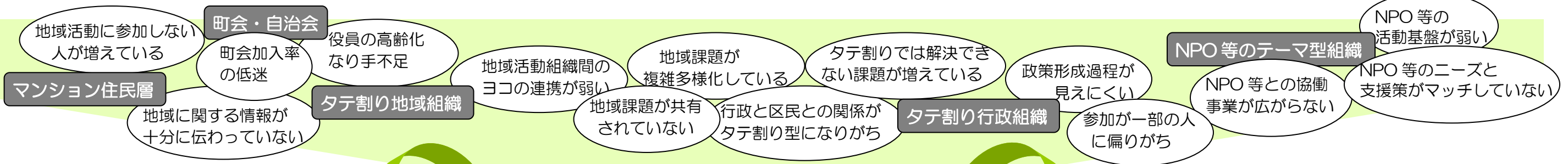


(2) 補助金制度全般における評価のあり方

総合的な評価システムの構築 ⇒ 交付状況・事業報告の公開、補助金の効果を検証する仕組み
 補助金区分の見直し ⇒ 補助金制度改革による成果の検証、区分のあり方も含めた再構築

最終答申に基づく参加協働推進施策の全体イメージ

【現状】



どうしたら参加と協働を具体化できるか

地域を軸にした参加・協働の仕組み

政策を軸にした参加・協働の仕組み

【目標】

地域のまちづくりをみんなで考える場を作る

- ・地域を軸にした施策の横断化
- ・地域に関わる多様な人・組織のヨコの連携

【目標】

政策の各過程への区民参加・協働を広げる

- ・政策形成過程への幅広い区民参加の掘り起こし
- ・公益的な活動組織の公共サービス分野へ参入拡大

自治の推進に関する基本条例
 ・計画等の策定・実施・評価の各段階における区民参加
 ・地域における協議会の設置

基本計画

- ・参加と協働のまちづくりに関する方針
 - ①政策形成過程への参加推進
 - ②協働による「新たな公共」
 - ③住民自治と協議の仕組みづくり
- ・分野別計画体系
 (政策分野ごとに重点施策を選定)
 *時代の変化に対応した見直しの仕組みづくり

未来戦略推進プラン

- ・基本計画の実施プラン
 (計画事業の展開)
- ・都市経営の戦略
 戦略プロジェクト 50
 (重点政策の展開・政策の融合)
- ・行政経営の戦略
 (行財政改革、施設再構築)
- ・地域ビジョン
 (地域別事業計画)

【推進施策】

協働の視点に立った政策展開
 地域経営の新たな手法

政策形成過程

- ①区民意識調査の活用
 重点施策への区民ニーズの反映
- ②政策eモニター制度
 無作為抽出による新たな参加の掘り起こし

政策実施過程

- ①協働事業補助金
 協働の土壌となる区民活動の活性化
- ②協働事業委託モデル事業
 公益的な活動組織への事業委託の促進

政策サイクルに即した
 参加・協働の仕組みづくり

政策評価過程

- ①モデル事業を通じた評価手法
 「協働」と「事業成果」の評価軸
- ②総合的な補助金評価システム
 補助金交付による効果の検証
 透明性の向上

【推進施策】

- 課題別の活動組織
 分野別地域組織、NPO等
- 地縁的な活動組織
 町会、地域区民ひろば
- 新たな参加
 公募、地域eモニター

幅広い区民参加による協議の場づくり

地域協議会

- ①地域情報・地域課題の共有
 地域単位のきめ細かなコミュニケーション
- ②地域課題に関する横断的協議
 タテ割り施策・組織(地域・行政)の融合
- ③地域からのまちづくり提案
 地域施策への区民意見の反映
- ④地域と行政の協働による提案の具体化
 連携による「地域の力」の活性化

地域の個性を活かしたまちづくり
 地域ビジョンの共有

地域協議会部会

「最終答申に向けた部会報告」

目 次

検討経過	1
I 地域協議会の基本的なあり方	2
1. 設置エリア	2
(1) エリア区分の基本的な考え方	2
(2) エリアを越えた課題への対応	3
2. 組織構成	4
(1) 組織構成の基本的な考え方	4
(2) メンバーの選出方法	5
(3) 既存組織との関係	8
(4) 事務局体制	13
3. 役割・位置づけ	14
(1) 地域協議会の役割・機能	14
(2) 地域協議会の位置づけ	15
II モデル事業の展開	16
1. モデル事業の基本的な考え方	16
2. モデル事業の具体例案	17

平成21年2月

検討経過

本部会は、地域を軸にした参加・協働の新たな仕組みとして、「自治の推進に関する基本条例」第 27 条に規定される「地域における協議会(以下「地域協議会」)」を検討テーマに掲げ、これまでに、その基本的なあり方を「中間報告」(20 年 4 月)に、さらに、制度の導入に向けたモデル事業のあり方を「中間答申」(20 年 10 月)にまとめてきた。

以上の経過を踏まえ、本報告は、残されたいくつかの課題を検討するとともに、これまでの検討内容を総括し、「最終答申」に向けた部会報告として提出するものである。

なお、「中間答申」以降の主な検討項目は以下の 3 点である。

- (1) メンバー選出方法のあり方
- (2) 既存地域組織との関係整理
- (3) 地域協議会の役割・機能

これらを検討するにあたっては、モデル事業の当初における具体的な展開を想定し、実現可能な考え方を整理するとともに、「中間報告」で示した「地域協議会」の本来のあり方を念頭に置き、将来的な方向性、展望についても議論を行った。

本報告をもって、約 1 年半に及んだ本部会の検討も終了する。「地域協議会」という新たな仕組みについて、一定の枠組みは提示できたものと考えているが、なお、実際にこの制度を根付かせていくためには、様々な課題が想定される。今後は、具体のモデル事業の実施検証を通じて、制度のあり方をさらに精査していくとともに、「地域協議会」の将来ビジョンを区民と共有していくことが求められる。

◆ 部会開催経過

回	開催月日	主な検討内容
第 1 回	19 年 7 月 10 日	地域自治の仕組みづくり(他自治体の取組み事例比較)
第 2 回	9 月 13 日	豊島区における地域施策の概要
第 3 回	9 月 27 日	論点整理
第 4 回	10 月 30 日	地域協議の取組み事例(区内 2 団体へのヒアリング)
第 5 回	11 月 29 日	各論点の検証(1) * 設置エリア、組織・構成、役割・位置づけ
第 6 回	12 月 19 日	各論点の検証(2) * 地域協議会の意義、モデル事業のあり方、区民ひろばとの関係
第 7 回	20 年 1 月 21 日	「中間報告」にむけた部会報告案の検討
第 8 回	5 月 28 日	課題の整理と検討スケジュール
第 9 回	6 月 24 日	地域協議会モデル事業の検討(1) * 地域協議のタネ
第 10 回	7 月 18 日	地域協議会モデル事業の検討(2) * モデル事業のアイデア例
第 11 回	7 月 29 日	地域協議会モデル事業の検討(3) * 部会報告骨子案
第 12 回	9 月 2 日	「中間答申」に向けた部会報告案の検討
第 13 回	10 月 31 日	メンバー選出方法のあり方
第 14 回	11 月 21 日	既存組織との関係整理
第 15 回	12 月 5 日	地域協議会の役割・機能
第 16 回	21 年 1 月 19 日	「最終答申」に向けた部会報告案の検討

Ⅰ 地域協議会の基本的なあり方

1. 設置エリア

(1) エリア区分の基本的な考え方

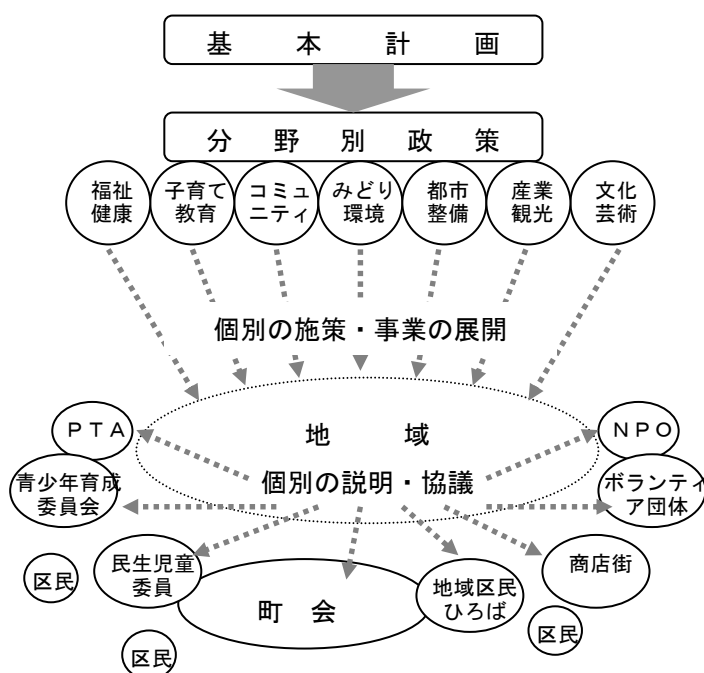
- 原則として、「地域区民ひろば」の設置区域である小学校区は分割しない
- 複数の小学校区を組み合わせ、おおよそ8区分（中学校区程度）を基本とする

従来、様々な地域課題に対応し、区は部局ごとに住民説明、住民協議の場を設けてきた。行政の組織運営上、部局ごとに対応したほうが機能的な面もあるが、地域の側から見れば、そうした行政の手法は「タテ割り」と映りやすい。また、様々な課題ごとに協議会を立ち上げても、メンバーが固定化しがちな傾向が見られ、委員のかけもちなど、一部区民の負担の大きさを指摘する声も聞かれる。

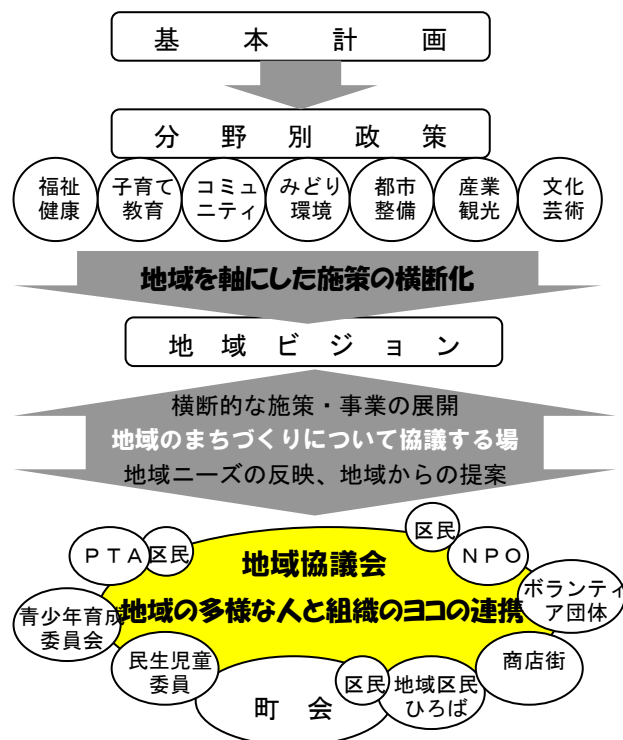
一方、地方分権の進展に伴い、それぞれの自治体においては、地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくことが求められている。そのためには、従来の「タテ割り」の施策展開から、地域を軸に施策の横断化を図っていく必要がある。また、「地域の力」の弱体化が懸念される中で、地域の課題解決力を高めていくためには、様々な地域組織のヨコの連携を図っていくことも求められている。

そうしたことから、ある程度まとまりのあるエリアごとに、住民協議の受け皿として、地域の多様な人と組織で構成される地域協議会を設置することは、地域を軸にしたまちづくりを今後進めていく上で、地域にとっても行政にとってもメリットがあり、効率的な地域経営のあり方に合致するものと言える。

【従来のタテ割り型施策展開】



【区民との協働による横断的な施策展開】



そうした地域協議会の設置エリアについて、中間報告では、「ハードも含めたまちづくりについて協議する場」としての一定の「広域性」と、地域住民が一体感を持てる「地域性」の双方を確保しやすい広さとして、おおよそ 8~12 区分程度(人口 2 万~4 万人程度)を想定した。

一方、豊島区では、小学校区(23 区分)を基礎的単位として既存のコミュニティ施設(児童館、ことぶきの家等)を「地域区民ひろば」に再編し、地域住民による運営協議会の組織化を通じ、住民相互の新たな交流が生まれつつある。また、将来的には運営協議会によるひろばの自主運営化を目指しており、さらに、運営協議会自らが様々な地域課題を解決する主体として活動していくことにより、「地域区民ひろば」がコミュニティレベルでの住民自治、区民と行政との協働による地域経営の基盤となることが期待されている。

そうした状況を踏まえ、地域協議会の設置エリアを線引きするにあたっては、「地域区民ひろば」の区域を分割しないことを原則とし、いくつかの小学区を組み合わせたエリア、具体的には中学校区程度の 8 区分を設置エリアとすることが望ましい。

また、地域が共通に抱える課題として、震災時の区民相互の協力体制の確立、特に高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者等の災害時要援護者が増加する中で、中学生ボランティアの活用への期待が高まっており、そうした個別的な地域課題を協議する上でも、地理的に「中学校区」がひとつの核になるものとする。

(2) エリアを越えた課題への対応

- **地域課題が多様化する中で、エリアをまたがる課題が生じた場合は、該当する各地域協議会からメンバーを出し合って話し合いができるよう、エリアを越えて協議できる仕組みも必要である**

一方、ある程度の地域的なまとまりを考慮してエリアを設定したとしても、全ての地域課題がそのエリアに収まりきるものではなく、エリアを越えた課題が生じることは避けがたい。特に、都市計画などの法令等に基づく事業や、より広域的な利用を想定した公共施設の整備などにおいては、エリア間の意見調整が求められるケースが生じることも想定される。

そのような場合には、該当するエリアの各地域協議会が連携して協議し、対応できる方策を用意しておくことも必要となってくる。

2. 組織構成

(1) 組織構成の基本的な考え方

① メンバーの構成

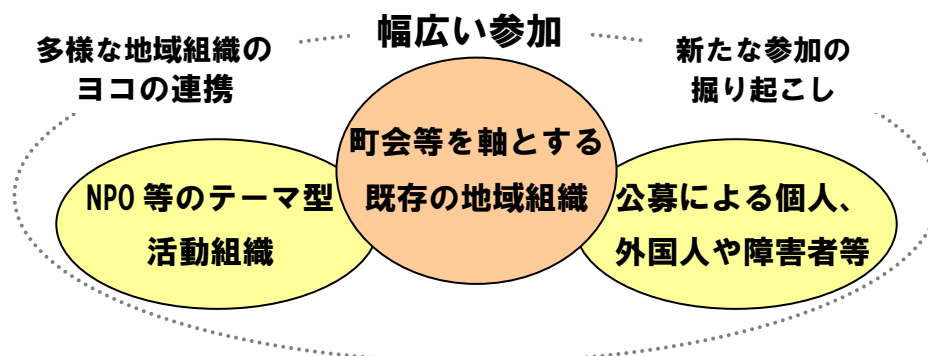
- **地域協議会のメンバー構成については、幅広い区民の参加を保障していくことが第一義的に求められる**
- **実際の組織づくりにおいては、町会等の地縁的な組織を軸に、NPO等のテーマ型組織も含めた多様な地域活動組織のヨコの連携を図るとともに、参加意欲のある個人の公募や、これまで参加機会が少なかった外国人や障害者等への呼びかけなど、新たな参加を掘り起こしていく必要がある**

地域協議会の役割にも関連するが、協議会で話し合い、意見を集約して区に提案していく場合に、それが単なる「要望」ではなく、地域からの「提案」として認められるためには、協議会の地域代表性が問われることになる。もとより、自治体としての最終的な意思決定を行うのは、区民の信託を受けた区議会・区長の権限になるが、その決定に区民の声をいかに反映させていくかが、住民自治意識を高め、参加と協働によるまちづくりにつながっていくものと考ええる。

そうした意味からも、地域代表性の前提として、地域協議会への参加が地域に関わる全ての区民に開かれており、実際にも幅広い区民参加が図られていることが求められる。

しかし、地域住民全てが参加するということは現実的にはあり得ないし、豊島区のような都市部においては、地域活動が重要だと思っても(57.8%、以下%数値はいずれも『協働のまちづくりに関する区民意識調査 2007』より)、実際に参加している区民の割合は非常に少ない(27.4%)のが現状である。したがって、協議会メンバーの軸になるのは、やはり今現在、実際に様々な地域活動を担っている町会をはじめとする地縁的な組織になるであろうし、その軸にNPOやボランティアグループ等のテーマ型活動組織をつなげていく形で組織間の連携を広げていくことが望ましい。

一方、これまで参加したことはないが、機会があれば参加したいという個人の割合も同程度(27.5%)あり、地域活動の担い手の裾野を広げていくためにも、こうした層を掘り起こしていくことが必要である。メンバーの一定割合を公募とすることや、これまであまり参加する機会のなかった外国人や障害者等に対する参加の呼びかけなど、地域協議会をそうした新たな参加の受け皿として活用していくことが求められる。



② 協議会の組織構成

- **地域協議会の組織については、協議会を機能的に運営していく上で、「役員会」と「テーマ別部会」の2段階の構成とすることが望ましい**

地域協議会の組織構成については、中間報告で、「意思決定レベルの役員会(10名程度)」と「活動レベルのテーマ別部会」の2段階の構成を想定した。この中間報告の考え方を踏まえ、中間答申においても、具体的なモデル事業を実施していく上で、地域の現状や課題を踏まえたテーマ別部会の設置について提起した。

コアメンバーで構成される「役員会」は協議会の意見集約・意思決定を行う場として位置づけ、一方「テーマ別部会」は地域の課題に応じて設置するものとし、多様な区民に開かれた参加の場として位置づけられる。

(2) メンバーの選出方法

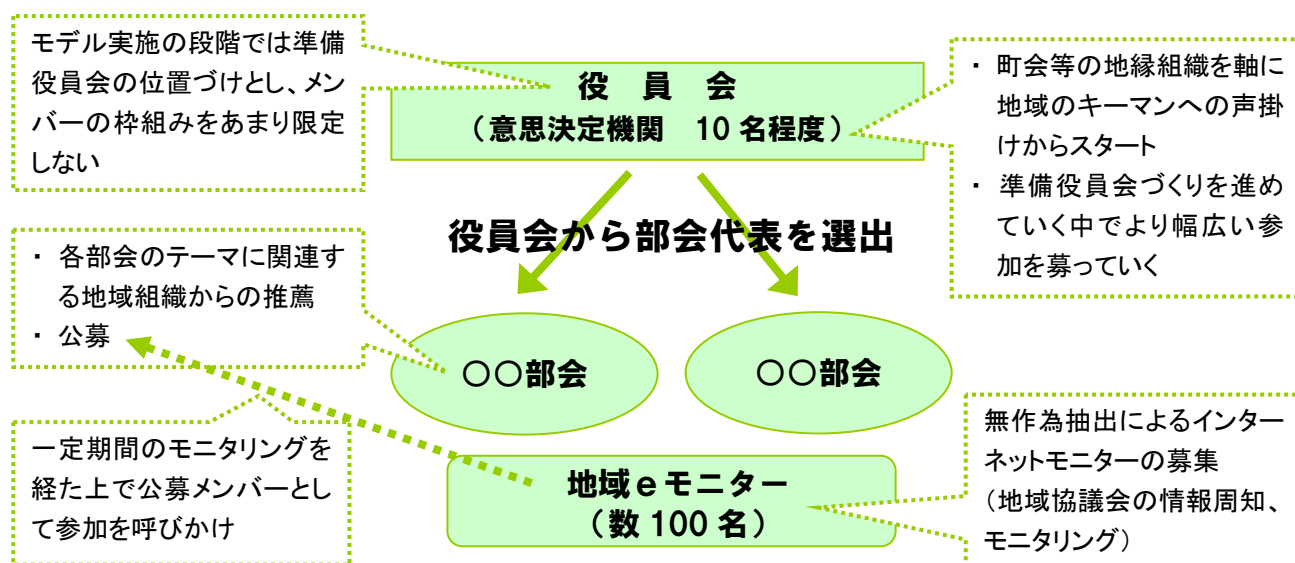
- **モデル事業の当初は、ある程度行政がリーダーシップを発揮し、地域のキーマンを集めて役員会を立ち上げ、役員会でテーマ別部会のメンバーを選出していくという方法での組織づくりが現実的である**
- **ただし、将来、一定の部会が出揃った時点では、各部会から役員を選出するなど、自立的な組織づくりへの転換を図っていくのが望ましい**
- **部会メンバーの選出にあたっては、行政が認知している組織だけではなく、地域ヒアリング等を通じて幅広い地域活動組織の把握に努めるとともに、地域eモニター等の手法を活用し、新たな参加を掘り起こしていくことが必要である**

① 組織づくりの段階的な考え方

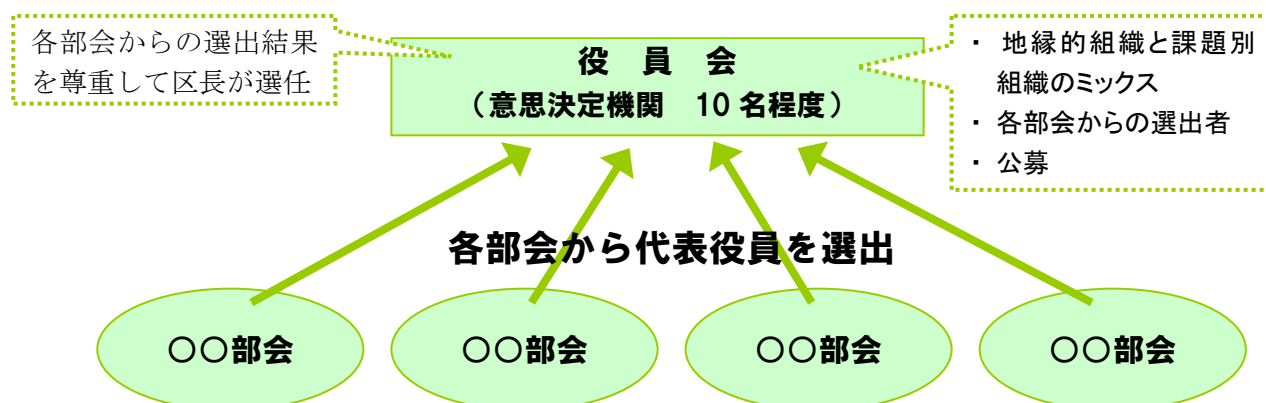
自治の推進に関する基本条例は、地域協議会の設置にあたっての区長の責務として「多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする」(第27条第2項)と規定している。「多様な区民の参加」と「自主的な運営」という両方の視点に立つならば、地域協議会のメンバー選出にあたっては、区長が選任するという方向性だけではなく、地域に関わる幅広い区民の自主的な参加に基づき、協議会の中から代表役員を選出していくといった自立的な組織づくりの方向性が模索されるべきである。

しかしながら、当初から自然発生的にそうした組織づくりが地域の中でなされることは考えにくく、モデル事業の段階では、行政が地域に声掛けしていく形で準備役員会を立ち上げ、その下に部会を設置していくといった上からの組織づくりが現実的である。ただし、そうした行政主導による組織づくりにおいても、従来の固定的・限定的になりがちな参加の枠組みを広げていくことにより、新たな参加を喚起していくことがモデル事業の大きな目的である。そのような段階を経て、ある程度部会の数が出揃ってきた段階で、例えば、区長の選任の範囲に、部会からの選出者を加えるなどの一定のルール化を図っていくことが望ましい。

モデル事業の立ち上げ当初



将来的な選出のあり方



② 部会メンバーの選出方法

部会メンバーの選出にあたっては、テーマに関連する地域組織からの選出と意欲のある個人の公募が基本になると考える。

その際に、関連する地域組織を区の事業に関係している組織に限定するとメンバーが固定化しやすい。メンバーの固定化を防ぎ、幅広い参加を掘り起こしていくためには、地域へのヒアリング等を通じ、NPOやボランティアグループ等も含め、地域で自主的に活動する様々な組織に関する情報を収集し、リストアップしていく必要がある。

また、意欲のある個人の公募方法として、広報等による呼びかけだけだと参加が限定されがち傾向がある。新たな参加を掘り起こしていくには、例えばマンション管理組合等を通じた居住者への呼びかけや、子どもを通じたファミリー世代向け事業での参加呼びかけ、インターネット等を活用した地域協議会の情報発信など、様々な機会を捉え、よりきめ細かな働きかけをしていく必要がある。

③ 地域eモニターの活用

そうした新たな参加を掘り起こす一手法として、19年度よりモデル実施している「政策eモニター」の手法を活用することも有効である。

無作為抽出により直接参加を呼びかけた「政策eモニター」については、幅広い年齢層の参加、双方向的なコミュニケーションを通じた区政への関心の喚起等、これまで参加経験のなかった区民の参加を引き出す効果が19年度のモデル実施を通じて検証されている。また、20年度も「地域協議会」にテーマを絞って継続実施した中で、地域協議会への新たな参加を掘り起こす方法として、「政策eモニター」の手法を活用し、地域ごとにモニターを募ることについて尋ねたところ、8割以上が有効だと思うと回答している。

以上の調査結果を踏まえ、モデル事業を実施する際に、「政策eモニター」の地域版とも言える「地域eモニター」を募集し、モデル事業のモニタリングを通じて、地域課題や協議会での検討テーマについての理解を深めてもらうことにより、ゆくゆくは新たなメンバーとしての参加が期待される。

そのような様々な方法で地域協議会に関する情報の周知を図る中で、意欲のある区民を掘り起こし、メンバーに取り込んでいくことにより、地域協議会が地域に開かれた協議の場として発展していく可能性が拓かれるものと考ええる。

(3) 既存組織との関係

- **地域協議会の組織構成について、地域の様々な組織をヨコにつなぐという地域協議会の趣旨を踏まえ、地縁的な組織と機能別・課題別の組織とをミックスしていくという枠組みを基本とする**
- **そうした趣旨に基づき、モデル事業においては、エリアに属する町会・自治会からの推薦、活動状況に応じた地域区民ひろば運営協議会からの自主的な推薦、及び様々な地域課題ごとに活動している地域の機能別・課題別の組織からの推薦等により幅広くメンバーを選出し、既存組織間の連携を図っていくことが求められる**

【地縁的な組織】

①町会・自治会

近年、区民のライフスタイルの多様化により加入率が低迷しているとは言え、町会・自治会は、様々な地域課題を包括的に担い、区内全域をカバーする唯一の住民組織であり、地域協議会の主軸メンバーとして位置づけられる。

また、区内 129 の全町会・自治会で組織する町会連合会は、旧 12 出張所の管轄地域を単位に連合会支部を形成して長年にわたり活動してきており、区もその 12 地区に区政連絡会を設置し、パートナーシップ協定に基づき、区政に関する情報周知、協力要請を行ってきている。

こうした区と町会・自治会の関係は、今後も尊重すべきものであり、区政連絡会についてもその独自の役割・機能を活かしていくことが望ましい。

一方、地域協議会の設置エリアとしてはおおよそ 8 区分(中学校区程度)を想定しており、町会連合会支部の地域区分とは合致しないため、基本的には、設置エリアに属する町会ごとに協議し、複数のエリアに属する町会については必要な調整を経た上で、個々の町会単位で地域協議会の委員を選出・推薦する方式が望ましい。

②地域区民ひろば運営協議会

地域区民ひろば運営協議会は区民ひろばの運営を通じ、多様な地域住民間の交流、良好な近隣関係(コミュニティ)の醸成を図る場として位置づけられる。その設置エリアは、コミュニティの基礎的範囲として、住民間で顔の見える関係を築ける小学校区を単位としている。

一方、地域協議会は、地理的にコミュニティレベルを越える課題や、ハードとソフトの双方を含めた地域の総合的・横断的なまちづくりについて協議する場として位置づけられる。そのため、エリア的には単位町会や区民ひろばを包摂する広域性を有することが前提になるが、一方、そうした住民協議の場は、町会・自治会や区民ひろばなどの個々のコミュニティにおいて形成される地域住民同士の信頼関係を基盤としてはじめて成立するものとも言える。

したがって、町会・自治会同様に、地域住民の誰もが参加でき、一定の地縁性を有する区民ひろば運営協議会から委員を選出することは、地域代表性の確保の観点からも望ましい。ただし、区民ひろばはまだ全区域での設置が完了しておらず、運営協議会も組織化の途上にある。また、既に

設立されている協議会の構成・活動状況等にも違いがあるので、各ひろば運営協議会が自主的に判断して委員を推薦・選出する方式が望ましい。

【機能別・課題別の組織】

①狭義の公共的団体

行政課題別に区や警察・消防等の公共機関が設置・委嘱する組織（地域防犯・防災組織、民生児童委員協議会、地区青少年育成委員会、PTA、まちづくり協議会等）

現在、地域では様々な課題別に区民主体の活動組織が組織化されているが、超高齢社会を迎える中で、例えばひとり暮らし高齢者が安心して地域の中で暮らしていけるようにするためには、個別の活動組織単体では解決が困難な問題が増えてきている。また、子育ての分野でも、急速な情報化社会の進展の中で、課題が複雑多様化してきており、従来の機能別・課題別の組織の枠組みを越えた幅広い区民の連携が求められている。

一方、タテ割り型の組織は、ともすると人材が固定化しがちで、区民のライフスタイルの多様化により、地域活動に参加しない、参加できない住民層が増加する中で、いわゆる「役員のなり手不足」の問題も生じてきている。

そうした状況を克服し、それぞれの活動を活性化していくためにも、地域協議会を多様な組織のヨコの連携の場として位置づけ、メンバーを選出していくことが求められる。

さらに、特定の課題を協議するために、時限的な個別の協議体をバラバラに作るのではなく、地域協議会を受け皿とすることにより、様々な組織が地域の課題を横断的に協議でき、組織運営の面でも効率的と言える。

②自主的な任意組織（NPO、ボランティアグループなど）

現在、区内に主たる事務所を置くNPO法人は約 250 団体あり、ボランティアセンターの登録団体は 300 を超える。その他、区で把握していない組織も含めると相当な数の団体・グループが区内で活動していると思われるが、そうした団体・グループと地域との関係、或いは行政との関係は必ずしも密接なものになっておらず、団体・グループ間のヨコの連携も十分に図られているとは言い難い。

地域協議会モデル事業を通じ、共通する地域課題の解決に取り組んでいるそうした活動組織を掘り起こし、地縁的な組織や行政課題別の組織とつなげていくことにより新たな連携を生み出し、地域の課題解決力を向上させることが期待できる。

【地縁的な組織＋機能別・課題別の組織の規定のあり方】

以上の考え方を踏まえ、条例等の制度として地域協議会の組織・構成を規定するには、さらに文言の精査が必要だが、おおよその方向性、全体像を以下の通り整理する。

なお役員会の委員の推薦については、例示している各地域活動組織にもれなく委員の推薦を強制するというのではなく、その範囲の中から各地域活動組織の実状に応じて推薦を

受けることになる。その際に、従来の行政主導による組織づくりに見られがちなメンバーの固定化を避けるためには、これまであまりそうした場に参加してこなかった活動組織にも広く目を向け、地域の新たな人材を掘り起こし、活性化を図っていくことが求められる。

地域協議会の組織構成

(1) 地域協議会は役員会と、地域の課題に応じて設置する部会とによって構成される。

(2) 役員会の委員の定数は(○)名以内とし、次に掲げる者のうちから、区長が選任する。

①当該地域に属する町会・自治会から推薦された者

②当該地域に属する区民ひろば運営協議会から推薦された者

③当該地域内で次に掲げる各分野の活動に取り組む団体・グループから推薦された者

ア) 防犯・防災に関する活動

イ) 高齢者・障害者等の福祉・健康増進に関する活動

ウ) 子育て・教育に関する活動

エ) 地域の環境保全・リサイクルに関する活動

オ) 商工振興に関する活動

カ) 文化・生涯学習に関する活動

キ) その他地域のまちづくりに関する活動

* 分野例示の例
将来的には④の各部会からの選出と重複して
くることが考えられる

④各部会から選出された者

⑤委員に応募した者

⑥その他区長が必要と認めた者

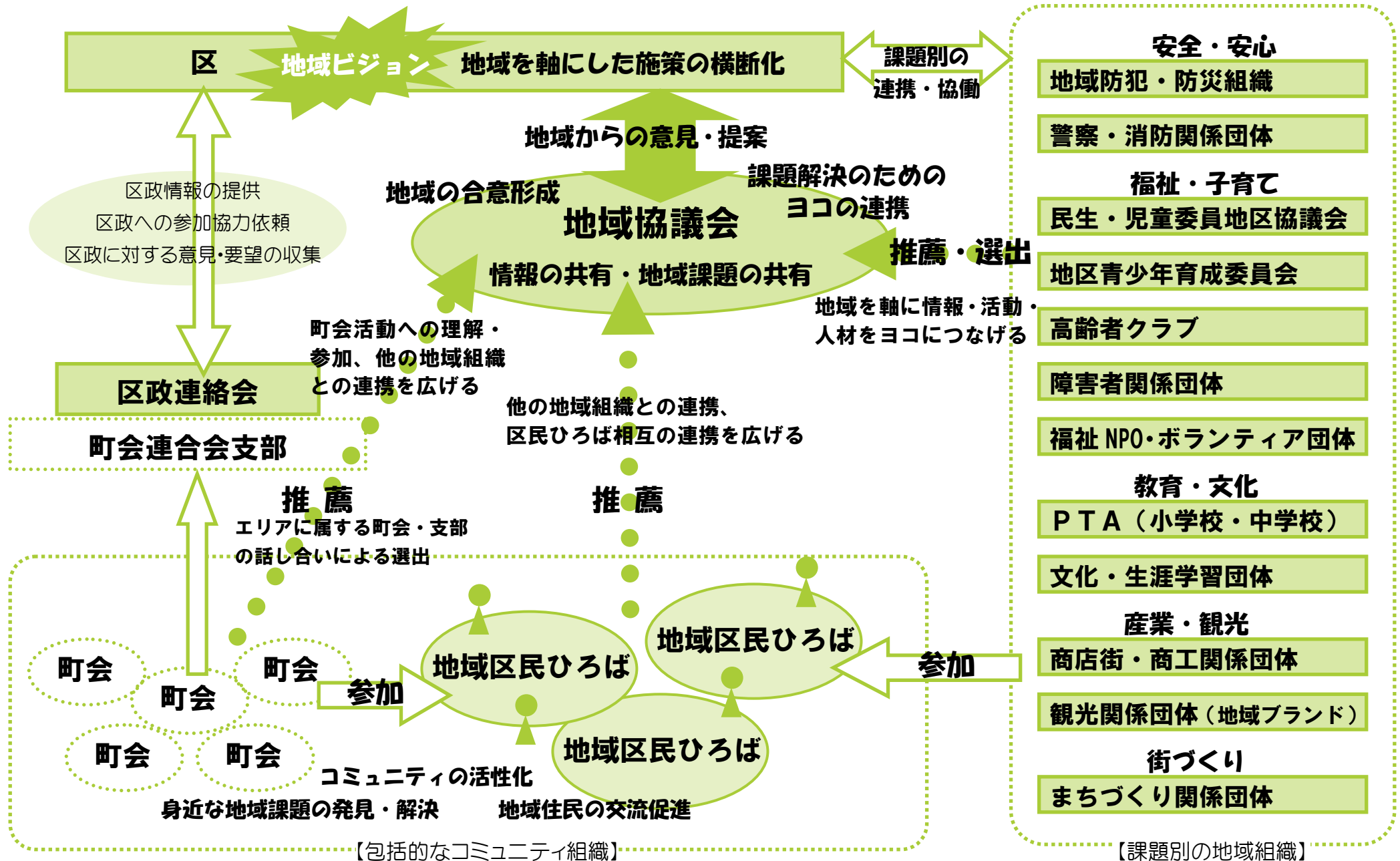
(3) 部会員は、以下に掲げる者のうちから、役員会において承認された者で構成する

①当該部会の検討課題に関連する活動を行っている地域活動組織から推薦された者

②部会員に応募した者

(4) 区長は、委員の選任にあたり、地域の意見を踏まえ、地域の多様な区民が参加できるよう配慮する。

地域協議会と既存組織との関係の全体イメージ



区政連絡会・区民ひろば・地域協議会の関係整理

	区政連絡会	区民ひろば運営協議会	(仮称) 地域協議会
位置づけ	区が設置する機関	区民による自主的組織(区長の承認)	区が設置する機関
根拠規定	区政連絡会設置要綱	地域区民ひろば条例、各ひろば運営協議会会則	条例設置を想定
エリア区分	12 区分(旧出張所単位)	22 区分(小学校区)	8 区分(中学校区)程度を想定
メンバー構成	<ul style="list-style-type: none"> 委員:町会・自治会等の会長(代表) 常任相談役:区議会議員 	<ul style="list-style-type: none"> 委員:町会、青少年団体、教育機関、ひろば利用団体及びその他関係団体並びに運営協議会の活動について熱意のある個人から構成 役員:総会において委員の中から選出 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な地域組織からの選出 <ul style="list-style-type: none"> * 地縁型とテーマ型の連携 公募委員(新たな参加の掘り起こし) <ul style="list-style-type: none"> * マンション住民、障害者・外国人等
選任方法	<ul style="list-style-type: none"> 区長が委嘱(任期 2 年) 活動助成(月額 7,000 円) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体や施設利用団体等に参加協力依頼 無報酬 	<ul style="list-style-type: none"> 区長が選任 原則として無報酬
設置目的	<ul style="list-style-type: none"> 区政に対する区民の理解を深める 区民の要望意見をより積極的に区政に反映させる 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な活動、世代を越えた交流の推進 区民主体の自主的な活動の促進によるコミュニティの活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域を軸にした施策の横断化 地域の多様な人・組織のヨコの連携
役割(所掌事項)	<ul style="list-style-type: none"> 区政に対する区民の参加協力に関する事項 区政についての情報提供に関する事項 区政に対する区民の意見・要望等の収集に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> 区民ひろばの運営等に関する協議 将来的には区民ひろばの自主管理運営 	<ul style="list-style-type: none"> ハード・ソフト含めた地域のまちづくり施策に関する協議・提案 コミュニティレベルでは解決できない地域課題についてより広域的なエリアで連携を図る場
今後の方向性・考え方	町会は地域の様々な課題に包括的に対応する唯一の住民組織であり、区政協力団体として区の重要なパートナーに位置づけられる。その代表者で構成される区政連絡会は、地域住民と区との情報共有のパイプ役を果たしている。今後もそうした独自の役割を活かし、ひろば運営協議会、地域協議会とは別枠の独立した仕組みとして機能させる。	マンション等の新住民層の増加、町会加入率の低迷など、地域住民間のコミュニケーションが希薄化する中で、住民相互の新たな参加・交流を促進する。制度上は「個人」の自主的な参加を原則とするものであり、ひろばの自主管理運営を通じて、住民相互が身近な地域課題の解決に向けて協力し合う土壌づくりをめざす。	地域の個性を活かし、地域を面で捉えて横断的な施策展開を図っていくことが今後のまちづくりの方向性である。地域協議会は、そうした地域起点のまちづくりを区民と協働で進めていくための「地域協議の場」として位置づけられる。また、町会や区民ひろば等のコミュニティレベルでの区民の自主的活動を自治の土台としつつ、NPO等のテーマ型組織も含めた多様な地域の「ヨコの連携の場」として位置づける。

(4) 事務局体制

- **地域を軸に施策の横断化を図っていく上で、事務局としての行政組織の横断的な連携体制が必要である**
- **協議会運営のサポーターとして、行政職員以外の外部人材（専門家、大学教員・学生等）の活用を図る**
- **協議会の活動拠点として、中学校等の地域内の既存施設の活用を図る**

モデル事業を実施するにあたり、協議会の開催に伴う様々な事務については、行政事務局が担うことになるが、そうした会議運営のための事務局機能を担う部署を設置するほか、検討テーマに関連する施策の横断化を図っていくためには、関係部課間を調整する仕組みが必要となる。

さらに、そうした行政事務局の役割とともに、より専門的・中立的な立場から、協議会の意見・論点を整理し、助言等の行う支援者として、テーマに関連する専門家の活用や、大学等の教員・学生の協力などを得ることも有効である。

また、会議の開催場所として、モデル事業の段階では、特定の拠点施設を設けることは難しいと考えるが、中学校区を設置エリアと想定した場合、地域のシンボルである中学校の会議室等を活用することにより、地域の連帯感を引き出す効果が得られるものとする。

3. 役割・位置づけ

(1) 地域協議会の役割・機能

- 中間報告で整理した地域協議会の4つの機能（情報共有機能、協議機能、提案機能、課題解決機能）を踏まえ、モデル事業を展開する中で、その具体化を図っていくことが必要である
- 特に、地域協議会で協議し、合意形成が図られた区への提案については、具体的な区の施策・事業に最大限反映させていくことが求められる
- また、提案内容を具体化していくためには、地域の各組織間の連携を図るとともに、行政組織内の調整・連携体制の構築が重要となる

① 情報共有機能

- ・ 多様な活動組織間の情報交換・課題の共有

モデル事業の当初においては、第一にメンバー間の相互理解を図ることからスタートし、それぞれが抱える課題を持ち寄る中で、地域が直面している共通課題を抽出する。

- ・ 地域協議会の取り組み情報の発信

地域内への発信方法としては、「協議会ニュース」の発行、地域eモニターの活用等が考えられる。さらに、モデル事業を通じて「地域協議会」の意義を広く区民に周知していくためには、区の広報紙やホームページの活用等の全区レベルでの情報発信も必要である。なお、将来的に地域協議会が全区域で設置された際には、各地域協議会の協議・活動状況が随時、一覧できるような情報提供の仕組みも必要になってくると考えられる。

② 協議機能

- ・ テーマの設定

モデル事業の当初においては、事前に事務局サイドである程度テーマを絞り込んだ上で役員会に諮り、部会を設けた方が協議会の運営がスムーズに始動できると思われる。

なお、将来的に部会を増やしていく際には、役員会で主体的にテーマを抽出し、部会を設けていく方向になっていくことが望ましい。

- ・ 協議の流れ

テーマごとに部会で協議し、その内容を役員会へ報告し、役員会で地域協議会としての意見集約を図っていく。

③ 提案機能

- ・ 個別テーマに関する区への提案

モデル事業の段階では、テーマ別部会での協議をもとに、区の個別施策・事業等に対して地域の意見を反映させていくことが中心になる。また、そうした実績を積み重ねていくことが、地域協議会の存在意義を地域に浸透させていくことにつながるものと考えられる。

- ・ 提案に対する区長の尊重義務

協議会の提案は必ずしも区の決定を拘束するものではないが、地域の中で汗して考えた提案がきちんと区の施策や事業に反映されることが重要である。

したがって、区長は協議会からの提案をできる限り尊重するよう努めることが求められ、何らかの形でそうした仕組みを明記する必要がある(⇒基本条例第 13 条第 3 項)。

- ・ 総合的な地域のまちづくりに関する区への提案

現在区では、「基本計画」の実施計画にあたる「未来戦略推進プラン」の中で、地域別事業計画を掲げ、今後さらに地域の個性を活かしたまちづくりを進めていくための「地域ビジョン」の策定をめざしている。そうした動きと地域協議会の活動をリンクさせ、将来的には、区の総合的な地域プランニングの中に、地域の意見を反映させていく仕組みを構築する。

④ 課題解決機能

- ・ 区との協働による提案内容の具体化

協議会の提案内容を具体化していくためには、区と地域が協働で取り組んでいく必要がある。モデル事業の当初は、協議会を構成する各地域活動組織が、それぞれの役割分担のもとに連携・協力して活動していくことが想定される。そうした中で、組織間の連携体制を深め、将来的には、各テーマ別部会が主体的な役割を果たしていけるようになることが望ましい。

なお、モデル事業の実施に伴う経費については、区で予算措置する必要がある。

- ・ 庁内調整・連携機能の強化

区との協働による具体化を進めていくには、地域組織間だけではなく、庁内組織の横断的な連携を図っていくことが必要である。

具体的には、テーマに関連する施策や事業を所管する各課間の調整会議等の設置、事務局側幹事としての協議会への参加が考えられる。

(2) 地域協議会の位置づけ

○ 条例設置による地域協議会は区長の附属機関に位置づけられるが、委員の身分等については、参加と協働の視点に立った新たな位置づけが求められる

地域協議会の位置づけについては、中間報告で条例に基づき区長が設置する機関とすることを前提とした。すなわち、制度上は区長の附属機関となり、その委員は区長が選任する特別職の非常勤職員に位置づけられることになる。一方、地方自治法(第 202 条の 5)の地域自治区に設置する「地域協議会」では、その構成員について市町村長の選任としながらも、住民自治的組織としての捉え方に立ち、任期 4 年以内で「報酬を支給しないこととすることができる」と規定している。

豊島区で検討している地域協議会は地方自治法とは異なる独自の制度ではあるが、区民との参加・協働の視点に立つならば、地域協議会について従来の附属機関とは異なる位置づけが必要であり、委員の身分についても、自治法上の「地域協議会」に準じた仕組みが求められると考える。

II モデル事業の展開

1. モデル事業の基本的な考え方

モデル事業については、中間答申にまとめた通りであるが、その後検討を加えて今回まとめた前章の「地域協議会の基本的なあり方」を踏まえ、改めてその導入プロセスを整理する。

- モデル事業の目的

制度化に向けた検証

+

区民への理解の促進

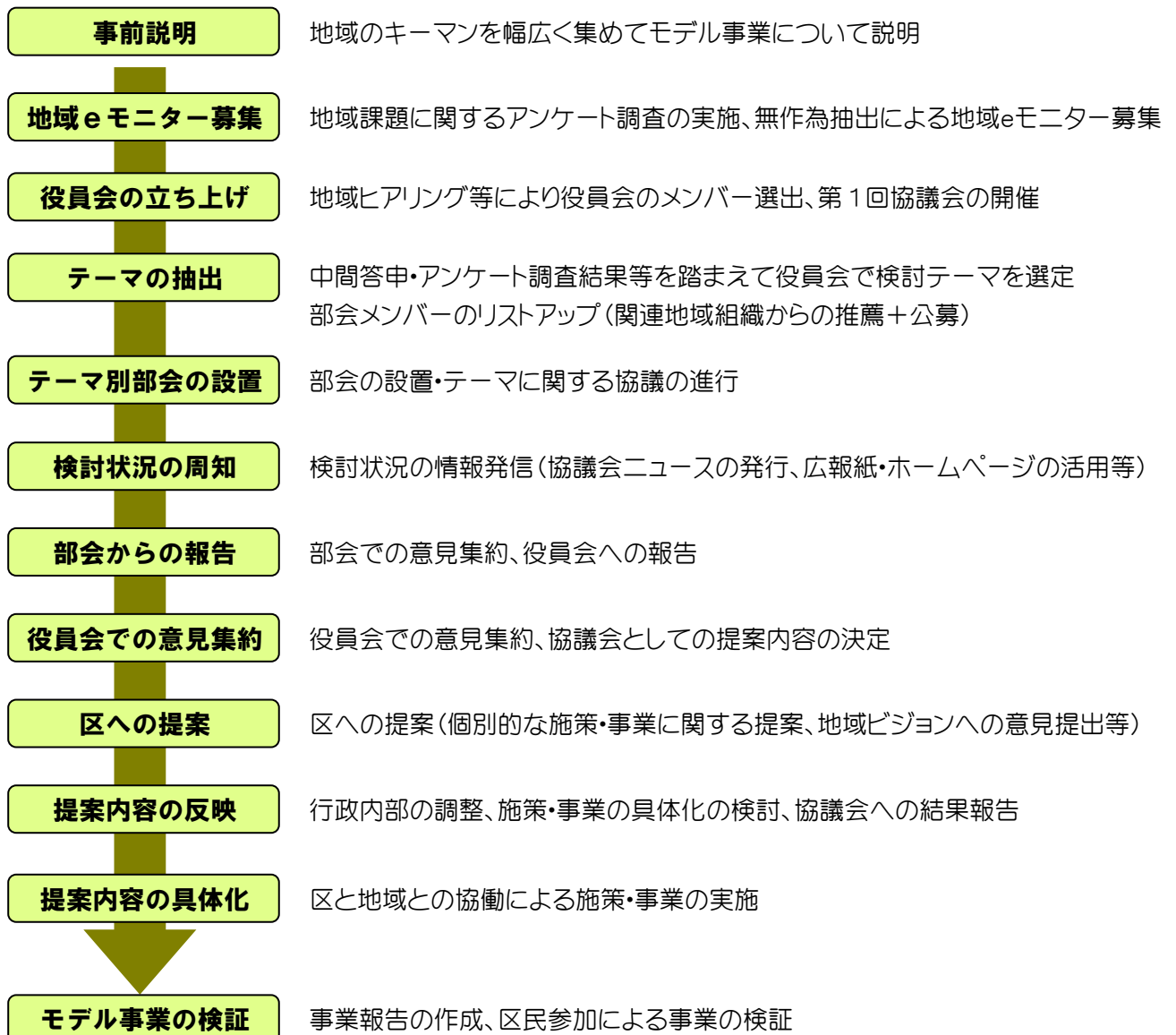
- モデル事業の基本フレーム

地域を軸にした施策の横断化

+

地域の多様な人と組織のヨコの連携

- モデル事業の実施の流れ

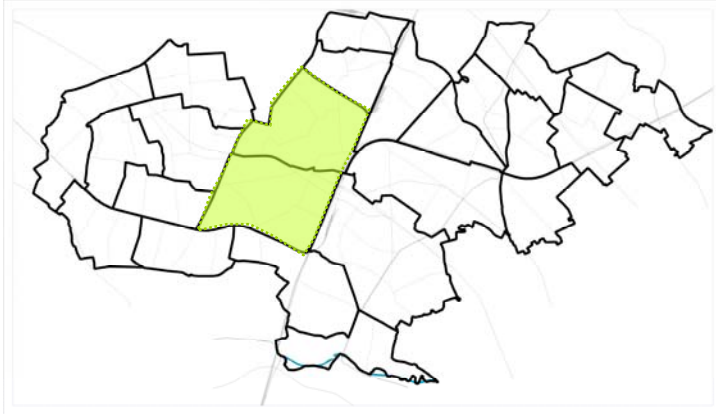


2. モデル事業の具体例案

○池袋西地域「住宅地区と商業地区の連携による安心安全のまちづくり」

池袋1～4丁目、西池袋1～5丁目（池袋小学校区と池袋第三小学校区を合わせた区域）

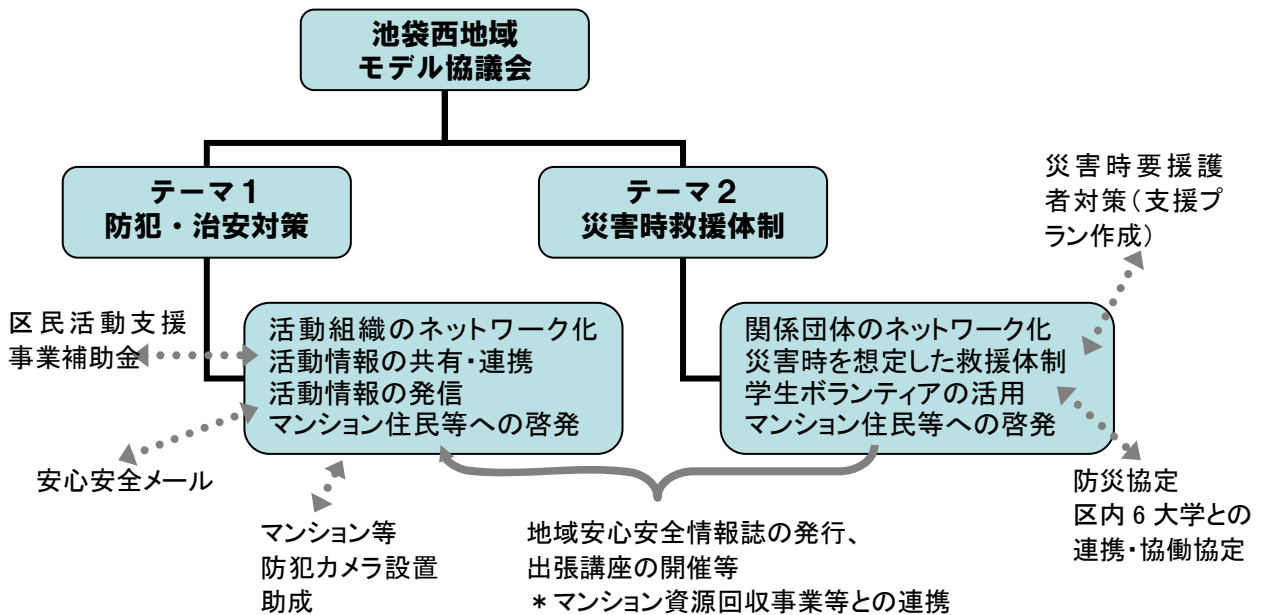
面積:1.695km² 人口:32,587人(20年1月1日現在)



【地域の現状と課題】

- ・住商混在地域⇒防犯・防災課題の複雑多様化
- ・ヨコの連携が弱い防犯パトロール活動
- ・治安に対する区民意識(根強いマイナスイメージ)
- ・増えるマンション住民層と地域とのコミュニケーション
- ・多様な災害被災者を想定した救援訓練の必要性

【モデル事業の展開イメージ】



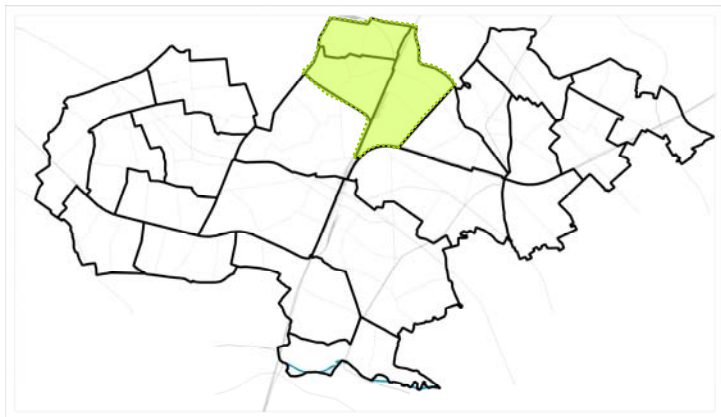
【関連する主な地域組織】

池袋西地区環境浄化委員会、池袋西口駅前環境浄化委員会、池袋防犯協会、池袋消防団、地元各町会、地域区民ひろば運営協議会(池袋・西池袋)、地区民生・児童委員、保護司会、高齢者見守りボランティア、地区青少年育成委員会、地元小中学校PTA、池袋西口商店街連合会、NPO 法人ゼファーまちづくり池袋、立教大学(学生ボランティア) 等

○北池袋地域「地域防災力の向上と多世代共生のまちづくり」

池袋本町1～4丁目、上池袋2～4丁目（池袋第一小学校区・池袋第二小学校区・文成小学校区を合わせた区域）

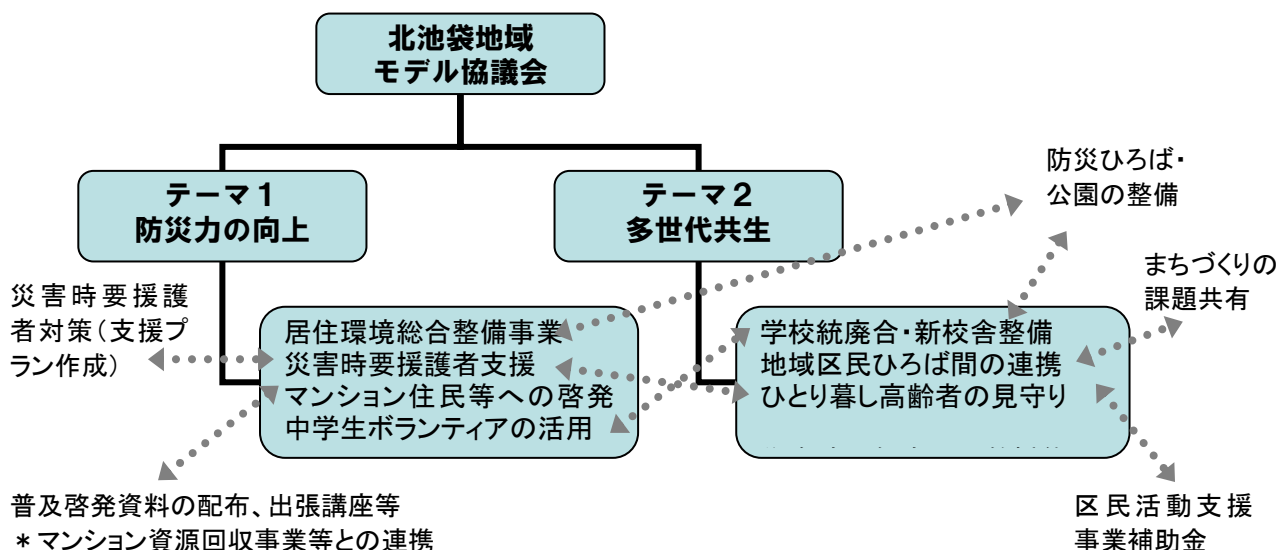
面積:1.150km² 人口:27,655人(20年1月1日現在)



【地域の現状と課題】

- ・ 計画的な基盤整備なく進んだ宅地化
⇒木造密集地域
- ・ 昼間人口より多い夜間人口、高い単身世帯比率
- ・ 高い防災危険度(居住環境総合整備事業)
- ・ 小学校統廃合に伴う新校舎整備や防災公園整備
- ・ ボランティア・NPO・マンションコミュニティ等の新たな動き

【モデル事業の展開イメージ】

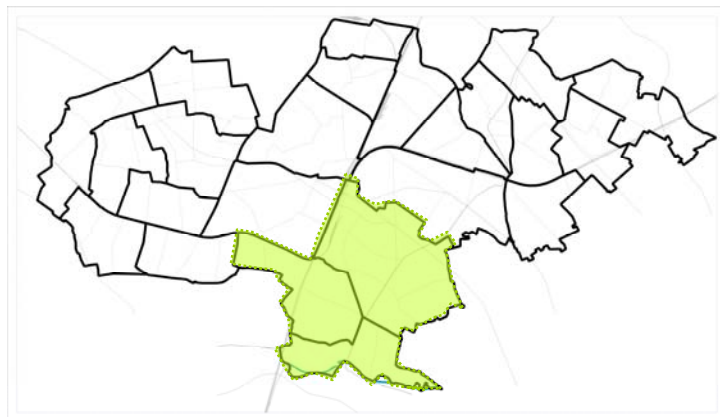


【関連する主な地域組織】

池袋本町新しいまちづくりの会、上池袋地区まちづくり協議会、
 地元町会、地域区民ひろば運営協議会(池袋本町・上池袋)、地元商店街、
 地区民生・児童委員、高齢者クラブ、地区青少年育成委員会、池袋本町プレーパークの会、
 学校関係(PTA、学校開放事業運営委員会、学校運営連絡協議会)、
 見守りボランティア(見守り活動地区連絡会)、おたすけクラブ、NPO 法人まちづくりネットワーク、
 シスナブ池袋本町コミュニティクラブ、誰もが使いやすい下板橋駅にする会 等

○目白・雑司が谷地域「住宅地ブランド・子育てブランド創出プロジェクト」

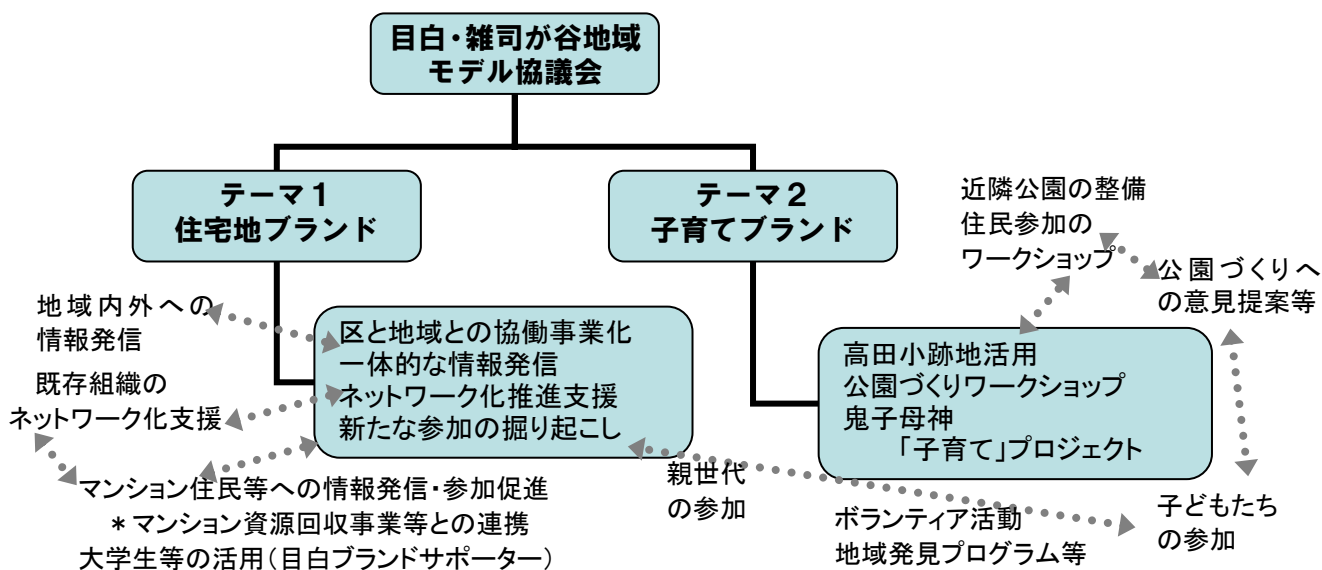
南池袋1～4丁目(東池袋1・4・5丁目の一部含む)、雑司が谷1～3丁目、目白1～4丁目(4丁目の一部除く)、高田1～3丁目(南池袋小学校区・目白小学校・高南小学校区を合わせた区域)
面積:約 2.591km² 人口:37,669人(20年1月1日現在)



【地域の現状と課題】

- ・ 高い緑被率⇒マンション建設等による緑の減少
- ・ 目白:良好な住宅地としての発信力の弱さ
- ・ 雑司が谷:副都心線開通による人の動き・街の変化
- ・ 目白ブランド創出プロジェクト(地域活動との連携)
- ・ 子育てしやすいまち(鬼子母神イメージ)のアピール

【モデル事業の展開イメージ】



【関連する主な地域組織】

目白協議会、目白街づくり倶楽部、目白美化同好会、豊島区第5地区文化会、
目白バ・ロック音楽祭実行委員会、雑司が谷ルネサンスの会、目白だいち、手創り市(雑司が谷)、
雑司が谷「緑のこみちの会」、環5の1沿道地区まちづくりの会、池袋南地区まちづくりの会、
地元町会、地域区民ひろば運営協議会(南池袋、高南)、地元商店街
地区民生・児童委員、地区青少年育成委員会、学校関係(PTA、学校開放事業運営委員会、学校運営連絡協議会)、学習院大学 等

協働・政策部会

「最終答申に向けた部会報告」

目 次

検討経過	1
I 政策の実施過程における協働	2
1. 協働の視点に立った補助金制度の構築	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) モデル事業の展開 ① 「協働事業補助金」	3
2. 公益的な区民活動組織への協働事業委託の推進	5
(1) 基本的な考え方	5
(2) モデル事業の展開 ② 「協働事業委託モデル事業」	7
3. モデル事業を具体化するための環境整備	10
(1) 中間支援機能の強化	10
(2) モデル事業の展開に向けた仕掛けづくり	11
II 政策の形成・評価過程における協働	13
1. 区民参加手法としての区民意識調査の活用	13
(1) 区民ニーズを反映した重点施策の選定	13
(2) 課題と今後の活用のあり方	17
2. 政策eモニター制度のモデル実施	19
(1) 新たな参加の掘り起こし効果の検証	19
(2) 課題と今後の活用のあり方	21
3. 協働の視点に立った評価のあり方	22
(1) 協働モデル事業における評価手法	22
(2) 補助金制度全般における評価のあり方	24

平成21年2月

検討経過

本部会は、「政策を軸にした区民との協働による自治体経営の新たな仕組み」を検討テーマに掲げ、政策の実施過程における協働推進策として「補助金」と「事業委託」を取り上げ、また、政策の形成過程における新たな区民参加手法として「区民意識調査」と「政策eモニター制度」の検証を通じ、政策サイクルの各過程への参加・協働のあり方を検討してきた。これまでに、それぞれの基本的な方向性を「中間報告」（20年4月）に、さらに、より具体的なレベルでのモデル案を「中間答申」（20年10月）にまとめてきた。

以上の経過を踏まえ、本報告では、政策の形成・実施・評価のサイクルのうち、未検討であった評価過程での協働のあり方のほか、残されたいくつかの課題を検討するとともに、これまでの検討内容を総括し、「最終答申」に向けた部会報告として提出するものである。

なお、「中間答申」以降の主な検討項目は以下の3点である。

- (1) 協働事業の評価のあり方
- (2) モデル事業を具体化するための環境整備
- (3) 基本計画の重点施策の見直し

本報告をもって、約1年半に及んだ本部会の検討も終了する。多くの自治体が「協働」を自治体経営の基本方針に掲げる一方で、ともすると行政側の言う「協働」という言葉だけが独り歩きしている現状が見られる中で、区民の視点からのいくつかの提案が成せたものと考え。今後は、これらの提案の具体化を通じ、行政と区民との「協働」に対する共通理解が広がっていくことを期待する。

◆ 部会開催経過

回	開催月日	主な検討内容
第1回	19年7月20日	豊島区のNPOの現状と中間支援組織の事例 豊島区の活動支援策の現状と他自治体の取り組み事例
第2回	9月7日	補助金制度の現状と課題
第3回	9月20日	協働の視点に立った補助金制度のあり方
第4回	10月25日	公益的な活動団体への事業委託のあり方
第5回	11月30日	事業委託に関する考え方(論点整理)
第6回	12月13日	区民活動センターのあり方
第7回	20年1月25日	政策形成過程への区民参加のあり方
第8回	2月27日	部会報告案の検討
第9回	5月26日	課題の整理と検討スケジュール
第10回	6月19日	協働モデル事業について(協働事業補助金・協働事業委託)
第11回	7月3日	協働モデル事業について(中間答申に向けた整理)
第12回	7月24日	基本計画の重点施策の見直し
第13回	9月11日	部会報告案について
第14回	10月22日	協働事業の評価のあり方
第15回	11月13日	モデル事業を具体化するための環境整備について
第16回	11月26日	基本計画の重点施策の見直し
第17回	21年2月20日	(予定)

Ⅰ 政策の実施過程における協働

1. 協働の視点に立った補助金制度の構築

(1) 基本的な考え方

- 「補助金」を「協働」の土壌を広げるためのツールとして位置づけ、区民の視点からその使い勝手や運用のあり方を見直す必要がある
- その具体的な方策として、現行の「区民活動支援事業補助金」の中に新たに「協働事業補助金」の枠組みを設け、地域課題を解決するための継続的な取り組みへの支援を強化する

① 区民活動支援事業補助金の現状と課題

平成 13 年度の補助金制度改革により、区民の主体的な活動の支援を目的とする公募審査型補助金として創設された「区民活動支援事業補助金」については、制度運用が 7 年を経過する中で以下のような問題点が生じている。

i) 申請件数の減少、交付団体の固定化の傾向

制度の周知が十分に図られておらず、区民の自主的な地域活動の裾野を広げていくという制度の趣旨が活かされていない。また、区との共催事業、協働的な事業を毎年度審査対象とすることは馴染まない。

ii) 補助金の使い勝手

・ 補助期間

単年度補助では活動の継続性が保障されず、毎年度の申請手続きにかかる労力やコストが活動組織の負担になっている。

・ 補助率

総事業費の 50%以内という一律の上限設定は、自主財源が得にくいボランティアな地域活動組織にとっては申請の足枷になっている。

・ 補助対象経費

事業の直接経費のみに限定され、通常事業の実施に伴って派生する間接的経費(人件費・事務所経費等)は対象外とされているため、継続的な事業展開を目指す活動組織の基盤強化につながりにくく、単発的なイベント事業への助成が中心になりやすい。

iii) 効果の検証

申請時には区民参加の審査委員会による厳密な審査が行われているが、補助金を交付したことによって地域にどのような効果もたらされたかの事後の検証がなされておらず、実績報告書も公開されていない。

iv) 補助金制度全体のあり方

「区民活動支援補助金」と「重要政策補助金」との区分が区民の目から見て分かりにくい。
また、「重要政策補助金」の交付基準が明確でなく、予算額にも大きな差がある。

② 改善の方向性

以上の問題点を改善するための方向性について、中間報告では以下の通りまとめた。

i) 協働の視点に立った補助金区分と弾力的な運用

「区民活動支援事業補助金」の交付対象事業のうち、自主的な区民活動の裾野を広げていく事業と、地域の公共的な課題を解決するために継続的に取り組む必要がある事業とを区分・整理する。

前者については従来の「創出支援型」の充実を図り、後者については新たに「協働事業補助金」として位置づけ、補助期間・補助率・補助対象経費等の弾力化を図っていく。

ii) 総合的な評価システムの構築

補助金交付の公正性・透明性を確保するために、補助事業によりどのような効果が地域社会にもたらされているかを評価する仕組みを設け、その評価結果を公開する。こうした評価の仕組みは、区民活動支援事業補助金に限らず、補助金制度全般について求められる。

iii) 補助金のための財源確保策

限られた予算内での配分にとどまらず、例えば、寄付金に対する税控除制度を活用した支援基金の創設や、公益信託、コミュニティファンド等、他自治体の取り組み等を踏まえ、地域内の資金を循環させる仕組みを新たな財源確保策として検討していく。

(2) モデル事業の展開 ① 「協働事業補助金」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 「区民活動支援事業補助金」の中に、新たな枠組みとして「協働事業型」を設け、補助期間の複数年化、補助率の引き上げ等の弾力化を図る○ 複数年の支援期間を通じ、資金面だけではなく、活動をフォローアップしていく支援を行い、活動組織の基盤強化、さらなる発展につなげていく |
|---|

中間報告で示した考え方を踏まえ、中間答申では、協働の視点に立った補助金制度の具体的なメニューとして、「区民活動支援事業補助金」の中に新たに「協働事業型」を創設することを提起した。

① 協働事業型補助金の目的

- ・ 地域の公共的な課題を解決するために、区との一定の役割分担・協力関係の下に、地域で継続的に取り組まれている協働的な事業に対する支援を強化する。
- ・ 活動内容がマンネリ化しがちな現状を打開するために、活動に対する評価や助言、活動情報のPR、活動組織間のネットワークづくり等の資金助成以外の支援の仕組みを取り入れ、活動への

新たな参加や広がりを生み出していく。

- ・そうした総合的な支援を複数年間継続的に実施する中で、活動組織の基盤強化を図り、将来的には、補助事業から委託事業への転換を図っていく。

② 制度の概要

i) 対象事業(交付要件)

現行の区民活動支援事業補助金対象事業の要件に、「協働」(※)の視点を加味し、以下の要件を追加する。

- (1) 区と区民グループとが協働することにより地域課題の効果的・効率的な解決が図られる事業(行政の意識・行動の変革が期待される事業)
- (2) 区の基本計画に基づく施策・事業の展開に寄与する事業(公的サービスとして必要な事業)
- (3) 年間を通して継続的に取り組まれている事業 * 下記の事業を除く
 - ・単発的なイベント事業(交流事業)
 - ・学術的な調査研究を目的とする事業
 - ・グループ構成員相互の親睦・学習等を目的とする事業

※中間答申では、「協働事業補助金」「協働事業委託」と一般的な「補助金」「事業委託」とを切り分ける基準について、「公共の補完性」の強弱で示した。この場合の「公共の補完性」は、「公共サービスとしての必要不可欠性」と「協働に対する行政の意識・行動の変化の必要性」のふたつの側面から捉えられる。

ii) 補助内容の弾力化

- (1) 補助期間 1年→3年
- (2) 補助率 総事業費の1/2以内→2/3以内
- (3) 補助対象経費 事業実施に必要な管理的経費(人件費等)も対象とする。

iii) 評価制度の導入

- (1) 中間報告会(事業途中年度)
 - ・公開プレゼンテーション方式
 - ・効果の検証とともに、助言等により事業のさらなる展開を支援する
 - ・公開で行うことにより、活動PRを図るとともに、活動組織間の交流を促進する
- (2) 事業評価(事業終了後)
 - ・交付団体と所管課による相互評価(自己評価)
 - ・第三者機関(補助金等審査委員会)による審査→継続交付・事業委託化の可否
 - ・評価結果の公開

2. 公益的な区民活動組織への協働事業委託の推進

(1) 基本的な考え方

- 公益的な活動組織の基盤強化を図るため、「事業委託」の手法により、公共サービス分野への参入拡大を図るとともに、民間企業に委託することとは異なる価格以外の社会的な価値を評価していくことが必要である
- 「事業委託」を広げていくための具体策として、現在行政が行っている事業の中から、公益的な区民活動組織に委託することにより、より効果的・効率的な事業展開が期待できる事業を抽出し、それに対する企画提案を公募する行政提案型の「協働事業委託方式」を導入する

① 協働事業提案制度の現状と課題

平成 15 年度に創設した自由提案方式の「協働事業提案制度」は、制度開始から 5 年を経過する中で以下のような問題点が生じている。

i) 提案件数の減少

制度発足当初こそ 2 桁だった提案件数は、2 年目以降 1 桁に落ち込み、ここ数年はほとんど提案がなされていない。

ii) 事業化実績の低さ

・ 区民活動組織と行政とのニーズのミスマッチ

区民活動組織からの提案内容が、必ずしも行政として取り組むべき事業としての必要性が認められないケースが多い。

・ 事業化のための財源が確保されていない

制度のための財源措置がなされていないため、新たな予算化が必要な事業は実現に結びつきにくい。

・ 協働事業に対する行政側の意識

協働事業に対する全庁的な認識やルールが確立していないため、提案を受けても所管課で積極的に取り組むモチベーションが低い。

② 改善の方向性

以上の問題点を改善するための方向性について、中間報告では以下の通りまとめた。

i) 行政提案型協働事業委託方式の導入

行政と公益的な活動組織のニーズをより効果的にマッチさせるために、行政の側から委託対象事業を提示し、それに対する企画提案を公募する行政提案型の事業委託方式を導入する。

この場合、公益的な活動組織の基盤強化が目的であるので、単なる安上がりの下請けとすることなく、一定の管理コストも含め適正な事業経費を積算する必要がある。

委託対象事業については、以下の観点から抽出する。

- 区が直接執行している事業

区が執行するよりも公益的な活動組織に委託することにより、事業の効果的・効率的な実施が期待できる事業（幅広い地域参加、地域コミュニティの活性化、地域ニーズへのきめ細かな対応等）

- 現在補助金を交付している事業

補助事業から委託事業に切り替えることにより、活動基盤の安定・強化が図れる事業

- 民間企業に委託している事業

公益的な活動組織に委託することにより、価格以外の社会的な価値の創出が期待できる事業

ii) 公共分野への参入機会の拡大

i) の事業委託メニューは、公益的な活動組織に絞って委託先を募集するもので、契約形態は随意契約となることが予想されるが、契約の公平性・公正性という観点から言えば、民間企業も含めた公平な競争入札による事業者選定が原則である。

しかしながら、資本金額や営業年数等の民間企業を前提にした指標により登録業者の格付けがなされている現行の入札制度のもとでは、組織基盤の弱いNPO等の非営利団体が入札に参入することは現実的には難しい。

そうした参入障壁を緩和し、ある程度事業能力のある活動組織が公共分野に参入しやすくするための方策として、将来的に以下のような仕組みを導入することを提起する。

- 入札制度参加のための業者登録要件の緩和

公益的な活動組織を評価するための独自指標の導入（事業実績、寄付金収入、地域人材・ボランティアスタッフ数、地域貢献度等）

- 総合評価型事業委託制度

公益的な活動組織に委託することによって生じる事業領域別の社会的な価値を評価基準とする新たな総合評価制度の創設（コミュニティ形成・市民参加、地域密着型のサービス供給・地域ニーズへのきめ細かな対応、起業支援・地域活性化等）

- 参入拡大のためのガイドラインの策定

コンペティション方式による委託事業者選定時の参入枠の確保、複数団体による共同受注方式（ジョイントベンチャー型）の採用

(2) モデル事業の展開 ② 「協働事業委託モデル事業」

モデル事業を通じ、公益的な活動組織の公共サービス分野への拡大を図るとともに、「協働事業」に対する行政と公益的な活動組織双方の共通理解・意識変革につなげていく

中間報告で示した考え方及び豊島区内の活動組織の現状を踏まえ、中間答申では、「協働事業委託」の実績を広げていくための具体的なメニューとして、「協働事業委託モデル事業」の実施を提起した。

① モデル事業の目的

i) 公益的な活動の活性化

組織規模が比較的大きく事業能力のある活動組織が必ずしも地域密着型でない豊島区の現状を踏まえ、事業型を志向する中規模程度の活動組織が事業収入を得られる機会を増やし、個々の活動組織の基盤強化を図ることを通じ、区内の公益的な活動全体の活性化を促進する。また、モデル事業を通じて、活動に対する評価手法や経費積算方法等の条件整備を図る。

ii) 協働に対する意識変革

「協働事業」としての意義を踏まえ、行政の関わり方として単なる業務委託とは違う配慮がなされたか、また一方区民活動組織の方も行政に依存しなかったかといった評価を行い、協働に対する相互の意識変革につなげていく。

② モデル事業の概要

i) モデル事業の類型

(1) 提案型(プロポーザル型)協働モデル事業

区が現在行っている事業、または今後取り組むべき新たな事業で公益的な活動組織に委託可能な事業を行政が提示し、それに対する事業企画案を公募する。

(2) ジョイントベンチャー型協働モデル事業

(1)の事業提案に際し、複数の活動組織が共同受注できるような枠組みを設け、単体ではなかなか広げられない事業の展開・相乗効果を引き出す。

ii) 公募対象の範囲

- ・ 公益的な活動組織に限定して公募、随意契約する

ただし、できるかぎり公平性・公正性を確保するため、公募プロポーザル方式を採用し、区民参加の第三者機関が公開審査により選定する仕組みを作る。

- ・ 区外の活動組織も対象とする

事業委託の受け皿となる活動組織が区内に少ない豊島区の現状を踏まえ、区内における公益活動の総量拡大、区内組織への波及効果を目的に、区外の活動組織も対象とする。ただし、選定にあたって、区内の活動組織に優先ポイント(地域加算)を付与する等により、区内組織が一定の事業枠を受託できるよう配慮する。

iii) 対象事業の抽出

- ・ 対象事業の抽出にあたっては、モデル事業にふさわしい先進性、協働を広げていく新たな取り組みとしてのアピール性を考慮し、抽出する。
- ・ 具体的な事業例(庁内意向調査結果等による)
 - 区民活動センター運営委託(相談・コーディネートのための専門的スタッフの配置)
 - 地域区民ひろば運営支援(運営協議会による自主運営化支援、運営ノウハウの提供)
 - 精神障害者の就労支援相談業務(就労支援センターへの促進員の配置)
 - エコライフフェアの実施(実行委員会のコーディネート)

iv) モデル事業の流れ

(1) 公 募

- 募集情報の広報、区民活動センターから各団体への情報提供
- 事業説明会
- 事前協議(所管課)
 - 事業の目的、期待する成果(単なるサービス提供以外の価値の創出)、行政の役割分担等を明示し、事業の大まかな枠組みについての理解を図る
- ▼ ○ 申請書類の提出(事業提案書・団体関係書類等)

(2) 審 査

- 審査基準

【活動組織】

事業の企画力	事業目的の理解度、企画内容の独自性・先駆性、事業成果への期待度、プレゼンテーション能力 等
事業の遂行能力	スタッフ・執行体制、事務局等の組織体制、事業実施のための財源等の資源確保力、自立的な財政基盤 等
活動内容、実績	本来の活動内容と協働事業との目的の一致性、活動実績(同一・類似事業の実施実績)・継続性 等
組織の社会性	会員数、区民参加度・ボランティア数、活動に対する支援の状況(寄附金等)、活用できるネットワーク 等
運営の透明性	定款や規約に基づく運営、総会や理事会の開催状況、活動報告・決算等の公開状況 等

【所管課】 事前協議内容の適切性、活動組織との認識の共有度等

- 審査機関 区民や専門家等で構成する第三者機関の設置
- 審査方法 書類審査及び公開プレゼンテーション(活動組織と所管課の双方が審査対象)

(3) 協働事業候補の内定

- 審査結果の通知
- ▼ ○ 審査結果の公表

(4) 事業化に向けた協議

- 所管課協議
 - ・ 事業実施の具体化に向けた協議 * 事業仕様書の作成
 - ・ 事業費の見積り * 適正なコスト積算
- ▼ ○ 予算計上 ⇒ 予算の議決

(5) 事業化の決定

- 協定書の締結
- ▼ ○ 契約書の締結

(6) 事業の実施

- 中間評価 ⇒ 事業の進捗状況に応じて実施
- ▼ ○ 実施現場の取材・レポート ⇒ 情報発信

(7) 事業の完了

- 実績報告書・収支報告書の提出
 - 事業終了後 1ヶ月以内
- 委託料の清算
 - * 一定割合については前金払いもできるようにする
- 事業評価とその公開
 - * 事業の成果、協働による効果の検証
 - * 活動組織と所管課による相互評価 ⇒ 評価シートの公開
 - * 第三者機関を交えた評価 ⇒ 公開報告会

3. モデル事業を具体化するための環境整備

(1) 中間支援機能の強化

効果的な支援を展開していくためには、支援策に関する情報提供・相談・仲介を行う窓口、その他活動組織の発展段階に応じて必要な支援を行う中間支援施設として、「区民活動センター」の機能強化を図る必要がある

現在の区民活動センターについては、「中間報告」において、その現状と課題を整理した上で、改めて中間支援施設として位置づけていくために、以下の見直しが必要であることを提言した。

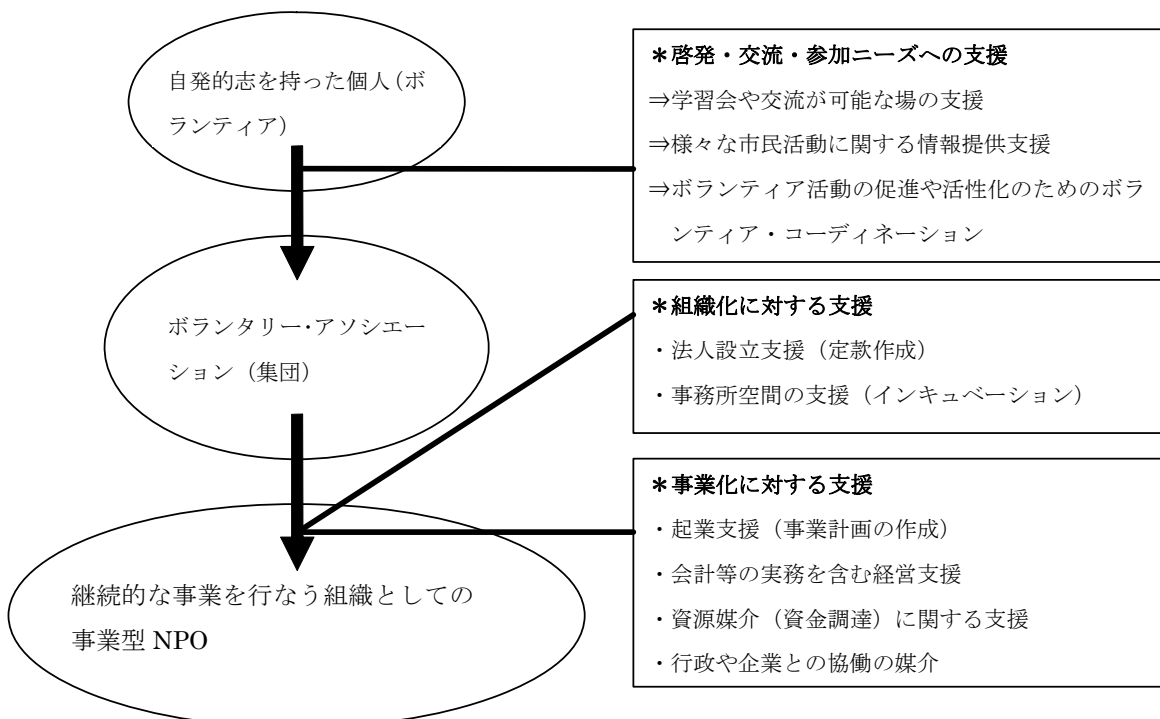
① 施設の再配置も含めたセンターのあり方の見直し

現在の区民活動センターは、区の「基本計画」で3カ所整備予定とあるうちの1カ所として、東部区民事務所内の空き室を活用して併設されたものだが、利用時間や使い勝手等の面でかなりの制約がある。区民活動センターの役割を、単なる活動場所・事務所機能の提供にとどめるのではなく、専門的な相談・仲介機能を担う中間支援施設として位置づけるならば、現在の施設条件を前提とした機能強化のあり方とともに、施設の移転・新設の可能性も視野に入れて見直す必要がある。

② 運営方式の見直し

現行の運営協議会方式では常駐スタッフの配置が困難な状況にある。中間支援機能を十分に発揮するためには、現行の運営協議会方式を見直し、中間支援のノウハウを持つ民間事業者への業務委託方式に切り替えるとともに、専門スタッフにより活動組織の発展段階に応じた多様な支援を展開していくことが望ましい。

【NPOの発展段階と必要とされる支援】



以上の提言を踏まえ、区は「区民活動センターあり方検討委員会」を設置し、具体的な見直し方策を検討、その成果として「豊島区区民活動センターあり方検討報告書」（平成 20 年 10 月）がまとめられた。この報告書については、本部会にも報告がなされたが、「運営方針の見直し」を核に、「中間報告」で提言した方向性に合致するものであり、報告書の趣旨を踏まえた見直し及び必要な予算措置が図られることを期待する。

なお、同報告書の中で、区民活動センターが担うことが期待される中間支援機能の具体的な事例として、「地域区民ひろば」の運営協議会による自主運営化支援と、本部会の提言に基づくモデル事業の実施にあたっての情報提供・申請手続き等の相談支援があげられているが、後者についてはモデル事業を実施する上でも必要な機能であると考ええる。

一方、前者の区民ひろば運営協議会に対する支援については、協議会の法人化や契約手続き等におけるサポートに関しては中間支援機能として問題なく位置づけられると思われるが、運営を補完する他の NPO 等とのマッチングについては、運営ノウハウを伝えて協議会を育てて行くという視点だけではなく、NPO が運営協議会と協力し合う中で地域とつながり、NPO 自身も育っていくという視点も必要である。そうした双方の視点を踏まえ、それぞれの運営協議会の状況に応じ、行政がある程度誘導しながら、モデルケース（成功事例）を示していくこと必要があると考える。

(2) モデル事業の展開に向けた仕掛けづくり

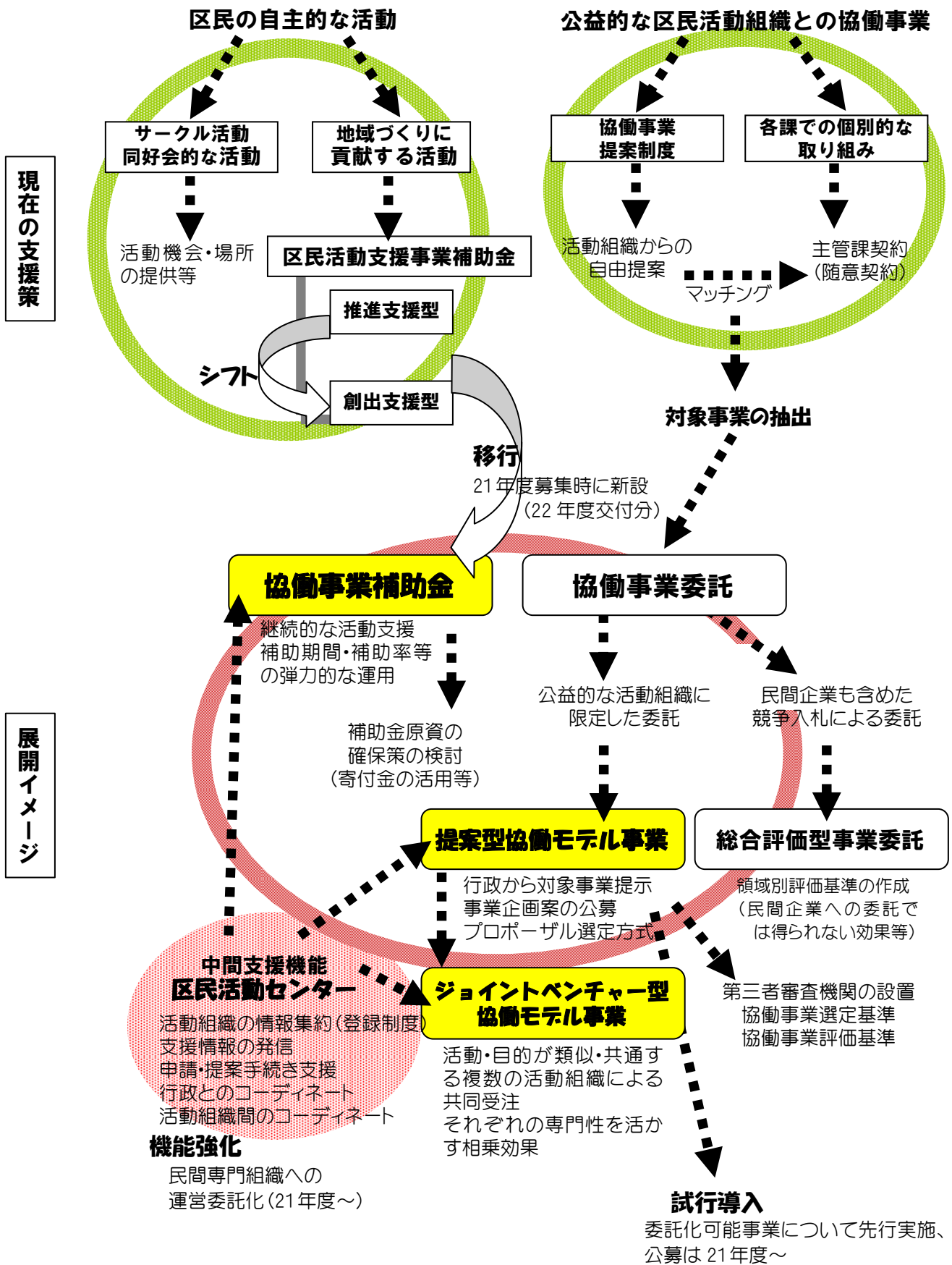
ジョイントベンチャー型の協働事業を具体化していくためには、区民活動組織間をつないでいくコーディネーターの役割が重要であり、モデル事業の具体化につながる仕掛けを工夫していく必要がある

モデル事業を展開していくためには、担当事務局が先導して所管課のニーズと活動組織とをマッチングし、協働事業の実績を積み上げていく必要がある。特に、複数の活動組織が共同受注するジョイントベンチャー型のモデル事業を具体化していくためには、組織間をつなぐコーディネーターの役割が重要になってくる。

一方、そうした行政サイドからの働きかけは、どもすると行政主導の事業展開になりやすい。これを打開していくには、行政の発想を超える自発的なアイデアを掘り起こし、新たな事業の芽を育てていくような働きかけが必要であり、また、その提案を具体的な事業化に結びつけていくための仕掛けを施す必要がある。

そうした仕掛けのひとつとして、例えばジョイントベンチャー型モデル事業への応募をゴールとし、第三者の視点から企画提案づくりをサポートするコーディネーターを配置した上で、具体的な事業企画提案を作っていくためのワークショップを設けるなどの取り組みを、来年度のモデル事業の展開スケジュールに合わせて事前に実施していく必要がある。

モデル事業の展開イメージ



II 政策の形成・評価過程における協働

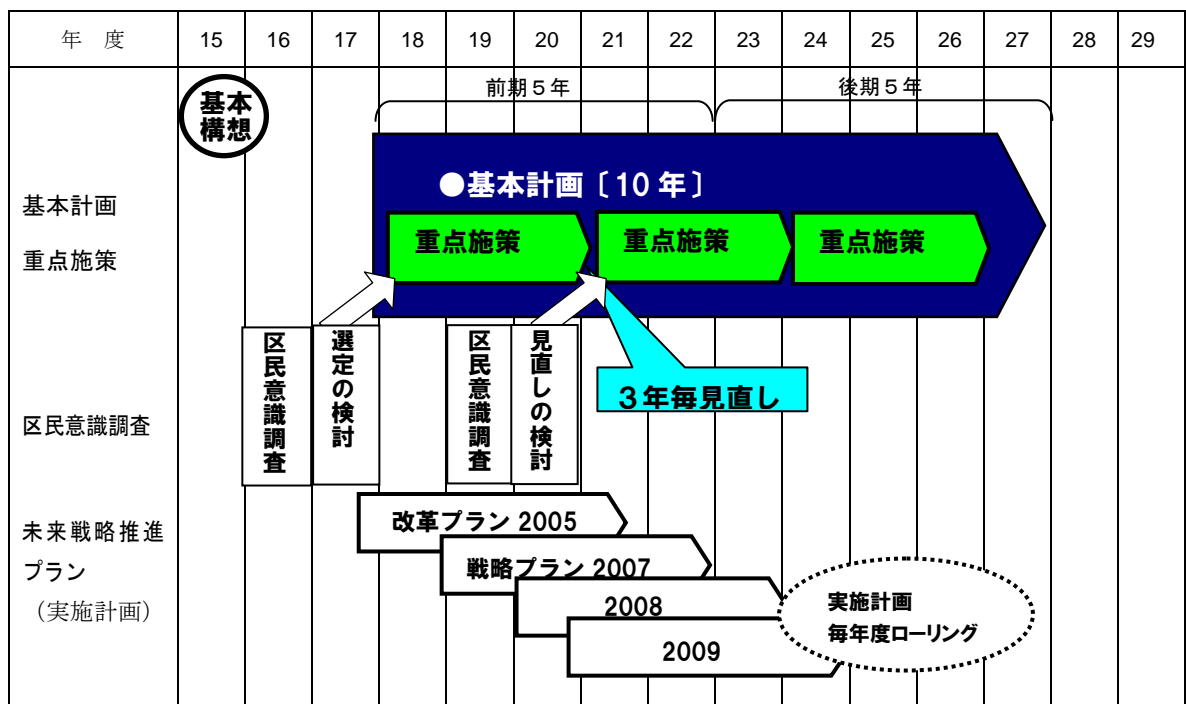
1. 区民参加手法としての区民意識調査の活用

(1) 区民ニーズを反映した重点施策の選定

- 19年度に実施された「協働のまちづくりに関する区民意識調査」の分析結果に基づき、区民ニーズを反映した重点施策の見直しについて提言し、一定の見直しが行われた。今回の検証を通じ、なお制度としての改良の余地はあるものの、新たな区民参加手法としての位置づけがなされつつあるものとする
- 重点施策に基づく財源配分の状況についても、分野によってバラツキがみられるもの、全体平均ではおおよそ新規・拡充事業の半数が重点施策に振り向けられており（21年度予算については未検証）、一定の機能を果たしていることが認められる

① 重点施策の見直しについて

豊島区では、限られた財源をより効率的・効果的に活用するための指針として、基本計画（平成 18年 3月）の政策分野ごとに重点施策を選定している。この選定にあたっては、新たな試みとして「政策マーケティング」の手法を取り入れ、地域の生活環境に関する現在の満足度と今後の優先度について区民意識調査を行い、その分析結果に基づき、区民ニーズを反映させながら選定を行う仕組みを導入している。また、時代や社会の変化に対応するため、3年ごとに区民意識調査を実施し、区民ニーズの変化等を踏まえた見直しを行うこととしている。



本部会では、平成19年8月に実施された第2回目の区民意識調査結果に基づき、重点施策と区民ニーズとの対応状況を分析して「中間報告」にまとめ、見直しの必要性が認められる政策分野についての具体的な見直し意見を「中間答申」において以下の通り提言した。

◎印が基本計画策定当初に選定された重点施策

★印が前回（17年3月実施）、今回（19年8月実施）調査で最も区民ニーズが高かったもの

政策	施策	重点施策	区民ニーズ		意見要旨
			前回	今回	
1-2 高齢者・障害者の自立支援					
	①自立支援体制の整備		★	★	区民ニーズとのズレが広がってきていることを踏まえた見直しが必要
	②介護予防の推進	◎			
	③社会参加の促進				
	④福祉サービス等の基盤整備				
1-3 健康					
	①健康づくりの推進	◎	違いが見られない		④に対するニーズが著しく増大していることを踏まえた見直しが必要
	②多様化する保健課題への対応				
	③健康危機管理				
	④地域医療の充実			★	
2-1 子どもの権利保障					
	①子どもの権利の確立			★	③から①②へのニーズの逆転を踏まえた見直しが必要
	②安全な生活の保障				
	③遊びと交流の保障	◎	★		
2-2 子育て環境の充実					
	①総合相談体制の推進	◎	違いが見られない		②に対するニーズが明確化してきたことを踏まえた見直しが必要
	②多様な保育ニーズへの対応			★	
	③サービス提供システムの整備				
4-2 環境の保全					
	①都市公害の防止				③から②へのニーズの逆転を踏まえた見直しが必要
	②都市環境の保全			★	
	③地域美化の推進	◎	★		
5-4 災害に強いまちづくり					
	①防災行動力の向上と連携				②と③の設問グループが異なるため単純な比較ができない、政策体系の見直しも含めた検討が必要
	②応急・復興活動を円滑に行う体制の整備		(★)	(★)	
	③災害に強い都市空間の形成	◎	★	★	
	④総合治水対策の推進				

以上の「中間答申」の意見を踏まえ、区内部での具体的な検討・調整が行われ、区の見直し案が部に提示された。なお、「5-4災害に強いまちづくり」については重点施策の選定ではなく、設問のグルーピング及び政策体系のあり方に関する意見であるため、今回の見直し対象には含めず、基本計画の見直し時期(計画期間の前期が終了する5年)に合わせて検討することとされた。

◆区の見直し案

【現行】

【検討結果】

施 策		施 策
1-2 高齢者・障害者の自立支援		1-2 高齢者・障害者の自立支援
①自立支援体制の整備	 変 更	①自立支援体制の整備 重点
②介護予防の推進 重点		②介護予防の推進
③社会参加の促進		③社会参加の促進
④福祉サービス等の基盤整備		④福祉サービス等の基盤整備
1-3 健康		1-3 健康
①健康づくりの推進 重点	 変更せず	①健康づくりの推進 重点
②多様化する保健課題への対応		②多様化する保健課題への対応
③健康危機管理		③健康危機管理
④地域医療の充実		④地域医療の充実
2-1 子どもの権利保障		2-1 子どもの権利保障
①子どもの権利の確立	 変更せず	①子どもの権利の確立
②安全な生活の保障		②安全な生活の保障
③遊びと交流の保障 重点		③遊びと交流の保障 重点
2-2 子育て環境の充実		2-2 子育て環境の充実
①総合相談体制の推進 重点	 変 更	①総合相談体制の推進
②多様な保育ニーズへの対応		②多様な保育ニーズへの対応 重点
③サービス提供システムの整備		③サービス提供システムの整備
4-2 環境の保全		4-2 環境の保全
①都市公害の防止	 変 更	①都市公害の防止
②都市環境の保全		②都市環境の保全 重点
③地域美化の推進 重点		③地域美化の推進

また、それぞれの検討結果に対する区の意見は以下の通りである

1-2 高齢者・障害者の自立支援	介護予防の重要性は依然として変わらないが、“予防”以上に、地域における自立した生活を続けていく上で、現に“支援”を必要とする高齢者・障害者に対するサービスの充実を図ることに重点を置く必要があると判断した。
-------------------------	--

1-3 健康	生活習慣病による死亡が6割を占め、高齢者健康診査で要指導・要医療が95%という状況であり、さらに健康づくりに力を入れる必要があると判断した。昨今、医師や医療の不足が社会問題となっているが、豊島区内の医療機関の密度は、他自治体と比較して高水準である。
2-1 子どもの権利保障	子どもの虐待防止や通学路等の安全対策は以前より事業を充実してきている。「遊びと交流の保障」の主要事業である子どもスキップ事業などに力を入れて取り組むことで、子どもの健全育成とともに、「子どもの権利の確立」と「安全な生活の保障」を進めていくことが、より効果的であると判断した。
2-2 子育て環境の充実	相談体制の重要性は依然として変わらないが、これまでの取り組みにより相談機能は、施策展開が広がりつつある。このところ人口増加による保育園待機児が増加傾向にあること、働き方の変化に対応する一時保育等の子育て支援サービスの多様化が課題となっていることから、重点を変更すべきと判断した。
4-2 環境の保全	豊島区は、平成20年を環境都市づくり元年として位置づけ、低炭素社会に向けた取り組みを重点的に展開することを表明した。公園や道路など公共空間へのポイ捨てやマナー向上に対応する「地域美化の推進」よりも、地球温暖化のCO2削減やヒートアイランド対策に重点を置く必要があると判断した。

中間答申で示した5つの政策分野についての見直し意見のうち、3分野については区民ニーズを反映した見直しが行われたことになり、基本計画における「時代の変化に対応した見直しの仕組みづくり」、「区民参加による基本計画の進捗状況の確認」について、一定の成果が得られたと考える。

しかし、その一方で、「1-3 健康」「2-1 子どもの権利保障」については、豊島区におけるこれまでの施策展開の経緯や社会状況の変化等も踏まえ、区としての戦略的・総合的な判断が優先された形になっている。一定の庁内検討を経て出された結論であるので、それに対して改めて異論を唱えるものではないが、選定結果に対する部会の意見を付記する。

・「1-3 健康」

「1-2 高齢者・障害者の自立支援」において「介護予防の推進」から「自立支援体制の整備」に重点施策の見直しが図られたのと同様に、直接的・実働的なサービスに対するニーズの高い分野であり、本来的に「健康づくりの推進」は行政がやるべきことなのか疑問が残る。

・「2-1 子どもの権利保障」

子どもの安全対策について、区民の感覚として以前より充実してきているという実感が持ちにくく、重点施策選定の理由としてやや違和感を覚える。

いずれにしても、区民ニーズと異なる政策判断を行う場合には、その理由を区民に説明する責任がある。重点施策の見直しについては、「未来戦略推進プラン」の改定に合わせ、パブリックコメントの実施が予定されているので、その際に区民への説明がきちんとなされることを期待する。

② 重点施策に基づく財源配分のあり方について

具体的な方法としては、重点施策を中心に新たな事業展開を図ることにより、財源配分の重点化が図られている。過去2年度の重点施策からの新規・拡充事業の選定状況は以下の通りである。

	新規・拡充事業総数	選定事業数	選定率(%)
平成19年度	140	71	51%
平成20年度	146	65	45%

過去2年度の予算編成においては、新規・拡充事業のほぼ半数が重点施策に振り向けられており、一定の重点化が図られていることが認められる(21年度予算については、現在編成作業中であり、本報告には検証結果を掲載できなかった)。

しかしながら、重点施策による財源の「選択と集中」は、新規・拡充事業の選定においてだけでなく、休廃止あるいは縮小など、スクラップしている部分も含め、総合的に図っていくことが本来の趣旨であり、その点は今後の課題として、より効果的な仕組みづくりを進めていくことが求められる。

(2) 課題と今後の活用のあり方

- 区民意識調査は、区の政策全般に対する区民意向を広くすくいあげるための新たな参加手法としては一定の評価ができるが、政策形成過程への区民参加を進めていくためには、よりきめ細かな施策・事業レベルでの参加手法も検討していく必要がある
- 現在の基本計画の政策・施策体系は従来の行政のタテ割り組織に準じたもののため、課題に応じて横断的に取り組むべき施策や事業の全体像が見えにくい。計画体系の見直しを図っていくと同時に、効果的な課題解決のための横断的な組織づくりについても検討していく必要がある

① 新たな区民参加手法としてのあり方

もとより、基本計画に掲げられている各施策は、すべて区として取り組むべき重要な施策であり、その中での重点施策の選定は、より効果的な財源配分を行うために、施策間に一定の濃淡をつけることを目的とするものである。区民意識調査の活用は、そのウェイトづけに区民ニーズを広く反映させることが趣旨であり、その点では区民参加の新たな手法として評価できる。

ただし、この手法は、個別の施策・事業レベルでの区民の意向をすくいあげるものではなく、ある意味では政策形成過程への区民参加の「入口」にあたるものと言え、これのみで「政策形成過程への区民参加」が十分とは言いがたい。

したがって、個別の施策・事業レベルでよりきめ細かく区民の声を反映させていく仕組み、あるいは政策形成につながる事業評価の段階で区民の意見を聴く仕組み、特にサービス提供に関わる事業において、提供体制も含めた「サービスの質」を区民がチェックできるような仕組みについては、別途考えていく必要がある。

② 政策・施策体系と事業の仕分けのあり方

各施策の下で、実際にどのような事業が行われているかについて、アンケートの設問のみから読み取ることは難しく、設問内容から区民が意図することと個別の事業内容とは必ずしも合致していない。また、区としての一定の考えに基づき事業の仕分けがなされていると思われるが、ひとつの施策に組み込まれる事業に幅があって一括りにできないものや、区民の目から見れば一体的に取り組むべき事業が別々の施策・政策分野に分散されているものも見受けられる。

そもそも現在の基本計画の政策・施策体系そのものが、従来の行政のタテ割り組織に準じた体系になっているため、横断的に取り組むべき施策の全体像が掴みにくい。こうした点については、次期基本計画の改定にあたって見直しを図っていくことが必要である。

同時に、横断的な施策展開を図っていくためには、タテ割りの行政組織のあり方そのものについても見直しを検討していく必要がある。その際、従来の時限的なプロジェクトチーム方式では、責任の所在が明確でなく、予算執行の所管部局との関係でも限界が見られるため、より効果的な施策展開が図られるよう、課題を解決するための施策形成から実際の事業の実施、さらに評価のプロセスまで一貫して連携していけるような、課題ごとの横断的な組織づくりについて検討すべきである。

③ その他の改善に関する意見

・ 設問内容の見直し

施策と設問の対応をより徹底させるとともに、設問の仕方によって回答結果に違いが出てくるので、さらに設問内容を精査する必要がある。

・ 設問体系の見直し

「災害に強いまちづくりの推進」等、施策間に濃淡をつけがたいものが見られた。政策の柱立ての見直しも含め、優先度を測るグルーピングのあり方について見直す必要がある。

・ 政策間の比重

個々の政策分野における重点化だけではなく、区全体としてどのような方向をめざすのか、政策間の比重も含めた総合的なビジョンを打ち出していく必要がある。

こうした観点からの重点化の例として、区は「池袋副都心の再生」を最重点政策として昨年「池袋副都心グランドビジョン」を策定した。区の問題意識と区民の関心の双方とも高い政策分野であり、区民意識調査においても別枠で設問が立てられている。今後、ビジョンに基づく個々の施策展開にあたっては、より多くの議論、幅広い区民の意見を反映させていくことが求められる。

・ 基本計画の進行管理への区民参加

基本計画では、年度ごとに計画の進捗状況について確認し、その結果を「行財政改革プラン(未来戦略推進プラン)」で明らかにするとしている。また、プランの改定にあたっては、区民参加の委員会を設置し、進捗状況を報告するとともに、改定に向けた意見を聴くものとしている。

今回の重点施策の見直しにあたり、本部会がそうした区民参加システムを試行したことになるが、今後も継続的な進捗状況のチェック、また予定される基本計画の見直しも含め、区民参加の仕組みを構築していく必要がある。

2. 政策eモニター制度のモデル実施

(1) 新たな参加の掘り起こし効果の検証

- 無作為抽出による参加呼びかけという新たな手法を活用し、政策eモニター制度を19.20年度の2年間にわたってモデル実施した結果、これまで区政に関心の薄かった層の掘り起こしに一定の効果があることが検証された
- 特に2年次目は、主に1年次目からの継続参加希望者を対象に、委員会の検討課題である「地域協議会」にテーマ絞りアンケート(4回)を行ったが、継続的な応答や、テーマに対する考えを深めていくプロセスを通じ、より具体的・建設的な意見が多数提出された

① 実施概要

【19年度】

- ・モニター数：250名

『協働のまちづくりに関する区民意識調査』(平成19年8月実施)の標本(住民基本台帳から無作為抽出した2年以上在住の18歳以上の5,000名)を活用し、調査票郵送時に政策モニターへの参加を同時募集、501名応募のうち抽選により決定

- ・参加方法：「郵送」「ファックス」「携帯電話メール」「パソコンメール」の中から希望選択
- ・実施期間：平成19年10月～20年2月(毎月1回、計5回のアンケート)

【20年度】

- ・モニター数：114名

19年度からの継続参加希望者(94名)と区のホームページ上で募った公募者(20名)

- ・参加方法：「携帯電話メール」「パソコンメール」のいずれかに限定
- ・実施期間：平成20年8月～12月(計4回のアンケート)

*5回目は参加希望者によるオフ会として21年3月に開催予定

② 実施結果

【19年度】

回	設問テーマ	主な回答内容
第1回	モニターの属性 応募動機	応募動機では「地域のまちづくりに関心があるから」(約6割)が最も多い。
第2回	近隣関係	居住形態別の「町会加入割合」は「一戸建て」が約8割と高いのに対して「賃貸住宅」では約2割にとどまっている。
第3回	地域情報	生活に必要な情報として、「豊島区全域の情報」(3割)より「地域別の情報」(7割)に対するニーズが高い。
第4回	地域区民ひろば	「年齢制限がなくなったこと」(約7割)、「区民の自主運営方式を目指すこと」(約6割)は「良い」と概ね評価している。

第5回	モニター事業の検証	無作為抽出で参加を呼びかける方法について 8 割以上の参加者が「幅広い区民の声を聴く上で有効」と評価。
-----	-----------	---

【20 年度】

回	設問テーマ	主な回答内容
第1回	モニターの属性、地域課題を「話し合う場」	約 9 割が「住民同士が地域の課題について話し合うことは必要」と回答
第2回	「話し合う場」の現状と課題	住民同士が「話し合う場」の現状について、約 6 割が「機能していない」と回答
第3回	「地域協議会」のメンバー構成	町会等の様々な地域活動団体のほか、「若い世代も含めた幅広い参加」、「新たな参加の呼びかけ」が必要との意見が多い
第4回	「地域協議会」の役割・機能	「地域の中で困ったことが起きたときに相談・話し合いができる場」としての期待、また、「提案がきちんと反映されているかを検証する仕組み」が必要との意見が多い

③ 効果の検証

・ 新たな参加者の掘り起こし

19 年度参加者の約 8 割が、今回が「初めての参加」としており、また、「無作為抽出することで、幅広い区民の声を聴くことに役立った」と約 8 割の方が答えていることから、新たな参加の掘り起こしに効果があったことが検証された。

また、従来の広報紙等を通じた呼びかけでは高齢者に偏りがちだった傾向が見られたが、「無作為抽出」で各年齢層に直接参加を呼びかけたことにより、40 代を中心に 10 代から 80 代まで、幅広くバランスの取れた年齢層からの参加が得られた。

・ 双方向性コミュニケーションの可能性

1 回限りのアンケートでは、設問できる範囲に限界があり、また一方的に区が訊きたいことを訊くだけになりがちだが、前回の結果を返しながらか次の設問につなげていく方式で複数回やりとりすることで、テーマを掘り下げていくことができ、参加意識が高まるとともに、区政に対する関心の喚起につなげることができた(約 7 割が「複数回のアンケートのやり取りで区役所が身近になった」と回答)。20 年度は、テーマを「地域協議会」に絞るとともに、設問ごとに「記述式」の選択肢を加えたところ、「無回答」はゼロとなり、記述回答の内容も、より具体的・建設的な意見が多く寄せられた。

また、アンケート以外にも、区に対する意見や相談等が寄せられるなど、区側とモニターとの心理的な距離が近くなり、一定の信頼関係を築くことができたという副次的な効果もあった。

(2) 課題と今後の活用のあり方

- 2年間の検証結果を踏まえ、新たな区民参加手法として、今後も活用を図っていくことが求められる
- 具体的な活用策として、地域の幅広い区民の参加をめざす「地域協議会モデル事業」において、協議会の活動をモニタリングする「地域eモニター」としての導入を図りたい

① 課題

・参加方法の選択範囲

19年度は、郵送・FAXも含めた参加方法の中からの希望選択制としたが、20年度は「eメール」に限定して試行した。これに対し、「郵送やファックスによる参加方法も残してほしい」といった声が多数寄せられ、また、19年度末の意向調査で「継続参加希望」は約7割あったが、実際に20年度も継続参加したのは4割に満たなかったことは、参加の方法を限定したことが大きな要因になったと考える。

幅広い参加を保障していくためには、できる限り参加方法の選択範囲も広げていくことが求められる。

・モニター間のコミュニケーション

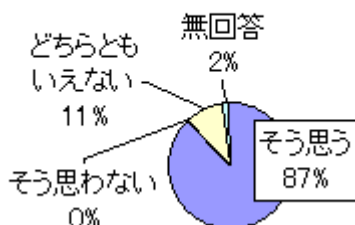
複数回のアンケートのやりとりを通じ、区とモニターとの双方向的なコミュニケーションはある程度図られたが、「モニター同士のコミュニケーション」にまでつなげることはできなかった。

このため、参加者同士が直接意見交換できる場として、20年度中に「オフ会」を区で設定する予定であるが、会場に来ることができないモニターも多数いると考える。モニターからの意見にも、「電子会議室」や「SNS」(ソーシャル・ネットワーキング・サービス:コミュニティ型の会員制サービス)の活用があげられており、インターネットを活用したそうした参加の仕組みについても検討されたい。

② 今後の活用のあり方

19年度の参加者の約9割が「こうした取り組みは、今後も続けるべきだ」と回答している。また、「地域協議会」にテーマに絞った20年度のモデル実施の中で、「地域協議会」のモデル事業を実施する際に、「政策eモニターを地域ごとに募集する方法は有効か」と質問したところ、約8割が「有効だと思う」と答えている。こうした意向を踏まえ、今後の具体的な活用策として、「地域協議会モデル事業」において、協議会の活動をモニタリングする「地域eモニター」としての導入を図りたい。

【こうした取り組みは今後も続けていくべき】



【政策eモニターを地域ごとに募集する方法は有効だと思いますか】



3. 協働の視点に立った評価のあり方

(1) 協働モデル事業における評価手法

「協働」と「事業成果」のふたつの評価軸を設定し、「評価」のための「評価」ではなく、評価を通じて「協働」への相互理解を深めていくことを目的とする

① 基本的な考え方

i) 評価対象

「協働」という視点から、区民活動組織と行政(所管課)の双方が評価対象とする。

ii) 評価の視点

以下の通り、「協働」という側面からの評価と、その結果としての「事業成果」の側面からの評価のふたつの評価軸を設定し、事業によっていずれかの評価軸に重点を置く。

	「協働」の評価軸	「事業成果」の評価軸
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> 協働のプロセス 相互理解、協働を進めていく上で の配慮がなされたか 協働による効果 協働事業を通じて活動組織の自立 性は高まったか、協働事業を通じ て行政(職員)の意識・行動が変革 されたか(単なる丸投げではなく、 行政が実施した場合のコスト・労力 をきちんと見ていく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> 事業目標の達成度 参加者数、件数等の数量的評価 事業の質的な向上 サービスの向上、活動の地域での 広がり等の付帯的な効果(民間事 業者への委託、行政の単独実施で は得られない効果) 公共的な事業を実施する上での責 務の遂行(ただし個人情報を取り 扱い等については事業内容によっ て事前の協議が必要)
重点を置く事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題解決型(一緒に汗をかく) 事業 比較的事業費の低いボランティア な自主的事業 	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供事業(公共的な業務 の委託に近い事業) 一定額(例 100 万円)以上の公金を 投入する委託事業

iii) 評価手法

(1) 事業を実施するにあたっての事前の目標設定

前項の考え方に基づき、評価対象となる事業の成果や協働することで得られる効果など、ふたつの評価軸のどちらに重点を置くか等についてについて事前に協議し、相互の共通認識のもとに目標を設定する。

(2) 事業の中間過程での評価

・ 評価の方法

協働事業補助金:中間報告会

3年間の補助期間の1~2年次目に公開プレゼンテーション方式で開催

審査員による意見・助言、活動組織間の交流を目的とする(スコア方式で事業の成否を審査するのではなく、活動団体の支援につながるような助言等により活動の改善・発展を促す)

協働事業委託モデル事業

報告会という形ではなく、事業を実施していく中で改善点を協議していく仕組みを設ける

・ 活動レポーターの活用

区民、学生、区若手職員等をレポーターとして公募し、活動の取材、活動レポートの作成、ホームページでの公開等により活動をPRする。活動レポートは次項の中間報告会でのプレゼン資料として活用するほか、協働事例集(区職員向けマニュアル)に掲載し、職員への周知を図る。

(3) 事業実施後の評価

○ 自己評価(相互評価)

・ 評価方法

事前協議に基づいて作成した評価シート(共通)への記入

* 評価項目はなるべく簡素で課題が見えやすいものとする

・ 評価項目

設定目標(「協働」評価軸&「事業成果」評価軸)の各達成度について、未達成原因や課題を検証し、次の協働事業にフィードバックする。

○ 第三者評価

・ 評価方法

自己評価シート及びヒアリング・質疑等による総合評価、評価結果の公開

・ 評価機関

協働事業補助金:補助金等審査委員会

協働事業委託モデル事業:別途審査機関の設置

・ 評価項目

	「協働」の評価軸	「事業成果」の評価軸
協働事業補助金	協働プロセスにおける改善点の提言	交付の継続、事業委託化の可否
協働事業委託モデル事業		事業の継続の可否

(2) 補助金制度全般における評価のあり方

- 補助金交付の公正性・透明性を高めるために、交付状況・事業報告を公開するとともに、補助金交付による地域への効果、地域社会のニーズに即した交付の必要性を検証する仕組みが必要である
- 補助金制度全般の枠組みについて見直し、区民から見て分かりやすい補助金区分の再編を図る必要がある

① 総合的な評価システムの構築

平成13年の補助金制度改革により、従来の団体補助・事業補助が一旦すべて廃止され、事業補助に一本化された上で、区民の自主的な活動を支援するための「区民活動支援事業補助金」と、区の政策を実現するために区自ら補助金の交付をもってこれに積極的にかわる「重要政策補助金」に大別された。

「区民活動支援事業補助金」については、毎年度の申請に基づき、「補助金等審査委員会」による審査を経て交付が決定されているが、それ以降は各所管課において予算付けがなされ、事業終了後の報告書の提出も各所管課で個別に取り扱われおり、補助金の交付により、区民活動の活性化に向けてどのような効果が地域にもたらされているかを総合的に検証・評価する仕組みは設けられていない。

また、「重要政策補助金」についても、それぞれの所管部局が定める交付基準に基づき、財政当局による査定を経て交付が決定されているが、補助金だけを取り上げた評価・検証する仕組みも設けられていない。

区では、毎年度「補助金一覧」を作成・公表しているが、公金を財源とする以上、さらにその効果を検証し、公開していくことにより区民に対する説明責任を果たしていくことを期待する。

② 補助金区分の見直し

現行の補助金区分は、前述の「区民活動支援事業補助金」「重要政策補助金」及び「その他の補助金」の3種類に区分されているが、公益的な活動に対する支援という補助金本来の趣旨に則り、補助金区分のあり方も含め、補助金全般にわたり、見直しを図る必要がある。

また、前回の制度改革から約10年が経過する中で、どのように改革の趣旨が実現されたかを検証するとともに、この間の社会経済状況の変化も踏まえ、改めて補助金制度全般のあり方を再構築することが求められる

【交付状況】

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度	
	件数	予算額(千円)	件数	予算額(千円)
区民活動支援事業補助金	88	20,662	90	21,163
重要政策補助金	64	296,068	59	287,529
その他の補助金	98	5,338,883	106	2,090,179
計	250	5,655,613	219	2,398,871